

Title	ルドルフ・シュタムラーの経済学方法論 (社会的法的経済学派研究 其一)
Sub Title	
Author	奥田, 忠雄
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1929
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.23, No.1 (1929. 1) ,p.75- 140
JaLC DOI	10.14991/001.19290101-0075
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19290101-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

たのである。

以上の如き状態から一般勞働者の生活は漸次に悪化してゐたことは承認することが出来る。勿論産業革命以前に於いては上述の如く農民も手工業者もある程度の生活の安定は得てゐた。又時には青雲の志を伸ぶることも全然不可能ではなかつた。しかし次第に彼等の生活は安定を失ひ、その地位を喪失するに至る運命にあつた。農夫はその儘に保有せる土地を失ひ、工匠はその熟練を無に歸する運命にあつた。この意味に於いて一七六〇年以後に起つた機械の發明、動力の發見はこれを革命と呼ぶに相應しい事件であり、かくして彼等は過去の特權を失ふと共に、その周圍に多くの競争者を發見したのであつた。婦人及び幼年勞働者、アイルランドの不熟練勞働者等は彼等の生活を益々低下させたのである。私はいはこれ等の傾向をすでに救貧法制度の缺陷中に發見することが出来ると思ふ。かくして上述の如く各方面から生じつゝあつた勞働者階級はこゝに近世工場制度を運用する油として、一つの集團を生成するに至つたのである。産業革命時代の勞働状態は暫くこれを他日の機會に讓ることとする。(昭和三年十二月十六日稿)

ルドルフ・シュタムラーの經濟學方法論

(社會的法的經濟學派研究 其一)

奥田忠雄

一、序論

社會的法的經濟學派の本質とその價值、並に該學派成立に對するシュタムラーの貢獻

二、本論

- (一) 社會哲學と社會科學の一部門としての經濟學の關係並に社會哲學の課題
- (二) 社會の先驗的分析——社會の形式と素材、規制と實質との分離
- (三) 事實としての社會——社會形式と素材、規制と實質との綜合的統一——社會生活の一元論
- (四) 社會的目的論

一、序論

會て、カントは「直觀と概念とは吾人の知的活動を相互に完成し合ふ要素をなして居る。直觀なき概念は空虚であり、概念なき直觀は盲目である。」と云つた。此の言葉は正に過去に於ける經濟學派、殊に古典派と歴史派との缺陷を指摘するに最も適切なるものであらう。

近世の理性論は從來神聖視されて居つた、宗教上、政治上、道德上の凡ゆる傳統、歴史的存在を破

壞し、其處に理性に依つて見出された新たなものを建設せんとした。斯る過激なる理性論は國法の領域に於ては、自然法、社會契約、自然的秩序、新制度等の概念となつて現はれた。その方法は純演繹的、抽象的なものであつたからして、現實に得た經驗の代りに、思辯的所産が現はれた。殊に經濟學の領域に於ても、人々は現實と概念とを混同した。自然的自由の誤れる概念は急進的自由主義、個人主義、竝に可及的自由競争の要求となつて現はれた。人々は舊制度の凡ゆる障害から自由ならしめられた競争の組織の内に、既に自然に依つて與へられた不變の、最善の國家及び經濟組織が體現されて居ると考へた。彼等は眼前に見出せる羅馬法の私法、一私有財産、契約の自由—を歴史的發展の結果と見ずして、論理上の出發原理とした。それ故、理性論は現實の世界と矛盾するに至つた。

斯る理性論を現實の、地上の世界に立たしめたことは十九世紀中葉以後發達し來りつゝあつた歴史主義の不滅の貢獻である。それは事實の眞の力から出發し、事物の歴史的生成過程に眼を向けんとした。それは一方に於て、同時代人を、現存するものは不變なりてふ妄想から開放し、生命と生成の一致、總て現存するものは滅亡す可き運命にあるとの覺醒的認識に驅つた。然し乍ら、事實とは他方に於て、『生成に於ける存在』(das Sein im Werden)を觀察す可きことを教へた。斯くて、科學は終に、眞理の扉を開く可き鍵を見出した。演繹的方法の代りに、歴史的發展の流に基いた方法が現はれた。此の方法こそは、過去の現實的觀念と將來のそれを調和し、即ち現在を以つて過去の合理的完成であり、將來への發展の萌芽を明かに藏する必然的の中間階段として理解せんとする。

歴史主義と共に惹き起された反動は自然的秩序に關する幻影を徐々に、然し根本から掃蕩し、現實の觀念を選別し、維持し、それを現實的基礎の上に完成す可き道を拓かんとした。事實、舊歴史派は形式上なほ演繹的、抽象的、推論の古い方法を固執し、彼等はリカードの原論中に彼等の最高點を見出した。ロッシヤ、ヒルデブランド、殊にクニース、ヘルマン等は多少獨立した研究に於て、所謂英國の古典派經濟學の演繹的所産を更に擴大し、發展せしめた。此の研究中に採用された新たな要素、即ち相對性と倫理上歴史上の可變性とは、最初の間は斯る演繹的方法を放任して置いた。然るに、純然たる實在論への轉向は益々強く現はれ來り、終には新歴史派がその方法を實在論に適合せしめるに至つた。彼等は現實を現實に依つて説明せんとし、又その目的の爲に先づ獲得し得る材料を蒐集し、分類し、秩序付ける仕事に従事せんとした。それは古い死せる理性論を掃蕩し、新たな建物に材料を用意せんとする巨人ヘルクレスの大事業である。

斯くの如く、新歴史派は現實に依つて現實を説明せんとする以上、歸納的方法に訴へて、多くの經驗的事實を蒐集、分類、秩序付け、其處から一定の法則が導き出さるゝとなし、専ら經濟史の研究に没頭し、且つ、未だ經濟史的事實の蒐集充分ならずして、到底經濟法則の樹立の不可能なるを主張するに至つた。然し、後次第に歸納的方法に竝んで、演繹的方法の適用範圍が認めらるゝに至つた。新歴史派の代表者シユモラー自身も遂には『現實的、歴史的』研究を以つて、決して特有の自己目的とは見ずして、それより高き目的、即ち『理性的支配』(rationelle Beherrschung)に役立たせんとした。斯る歴史派の傾向は自己の立場を超越して、眞に現實的な、而も完成せる理性論の新時代を用意し初めた。

理性的方法の誇張も、歴史的方法の誇張も、共にその一面性に於て否定しなければならぬ。吾人は殆んど過重視された現代の實在論に對して、少くとも精神科學、社會科學に於ける理念の先驗性を強調しなければならぬ。事實、理念はプラトンの云ふが如き『事物の典型』として、事物に先立つて独自の實在を有するものではないが、假令へ『自然に従つて』ではなく、否な吾人に取つて『理念は先存すと云ふ場合、プラトンは正しい。同様の意味に於て、カントは次の如く云つて居る。『凡ての認識は經驗と共に初まると云ふことには何等疑はない。……それ故、時間的に云ふならば、吾人の如何なる認識も經驗に先立ちはしないのであつて、それと共にのみ初まる。然し、吾人の認識は凡て等しく經驗に初まることは云へ、かるが故を以つて、認識は凡て經驗から發生するものではない。何んとせば、事實吾人の經驗認識そのものは、我々が印象に依つて受け入れたものと、我々自體の認識能力が自から持ち來したものとから構成されたものであり得るからである。……』『されば凡ゆる人間の認識は直觀に初まり、更に概念に行き、理念を以つて終る。』斯くして、カントは認識論上、從來の抽象的、思辯的理性論と相對的、歴史主義的經驗論とを克服、止揚して、其處により高き理性論、先驗的認識論を樹立せる如く、吾人は又古典派經濟學に於けるが如く、『經濟人』(Homo oeconomicus)てふ非實在的人間より經濟の諸法則を演繹することなく、又歴史派の如く經驗現象の歴史的相對性を固執して經濟法則の確立を否定することなく、吾人の認識を經驗の世界に則し、一定の社會制度の下に一定の種屬的活動をなす可き強制の下にある具體的人間を認識の經驗的素材として、之より吾人の先驗的認識能力に依つて諸經濟法則を演繹し、體系化しなければならぬ。

現代に於ける多くの理論經濟學は斯る止揚せられた高き理性論の上に立つて居るし、又立たねばならぬのである。筆者が此處に研究せんとする『社會的法的經濟學派』(Die sozialrechtliche Richtung)も亦同一の立場に基礎を置いて居る。然し此の學派を同一の立場に立つ他の學派と分つ根本的特徴は奈邊に存するかと云ふ問題に對して、筆者は當學派の代表者の一人、カール・ディールの簡明なる定義を引用しやう。

彼に従へば、此の學派の根本思想は次の如くである。『凡ての國民經濟現象は社會的共同動作の一定形式に結附いて居る。國民經濟學は一定の法律的に秩序附けられた經濟生活の組織形式を前提として、その下に生じ來る諸現象を説明す可きである。』(一)と。従つて此の學派の本質は『消極的には個別的個人、並にその欲望、衝動から出發せる類の經濟學說の否定を意味する。國民經濟學は一つの社會科學であり、且つ社會的共同動作から生じ來る現象を考察する以上、凡て個人經濟から出發することは不可能である。更に、それは消極的には所謂經濟の本則(最少勞費、最大効果の本則)から經濟認識を導き出すことの拒絶を意味する。斯る本則は、それが一般に妥當する限りに於ては、人間活動一般の實利的格言であり、技術的、私經濟的考察に於ては一つの役割を演ずるも、決して基本的、國民經濟の本則と看做され得ない。此の基本的、國民經濟の本則は法律的な經濟生活の組織と關聯してのみ、認識され得る。更に消極的には、それは凡ゆる所謂經濟法則(wirtschaftlich Gesetz)の設定の否定を意味する。世に永續的な、常に同一状態にある經濟現象なるもの一般に存せずして、それ等の現象は正に研究さるゝ社會形式に従つて變化するが故に、斯る法則は不可能である。事實、

凡ゆる經濟社會の形式に共通なるもの、例へば經濟的生産に對する一定の自然的制限の如きは、それ自體自然的性質を帶び、自然科學上の認識に屬するものであつて、社會科學上の認識には屬さない。常に唯、個々の社會形式の内部に於ける一定の通則(Regelmässigkeit)と發展傾向は設定され得るが、決して普通の經濟法則は設定されない。斯る經濟法則が設定されたならば、其等は誤れる方に於て、人間の一定の心理的、生理的特性から演繹されたものである。

社會的法的經濟學派は、積極的には、その名の示す如く、社會的考察を意味する。即ち先づ第一に、考察す可き經濟現象がその内に現れ來る社會形式が與へられねばならぬ。従つて、吾人は例へば、封建的、同業組合的、私人的資本主義的經濟方法を分つ、而も社會的考察は同時に法律的考察法である、何故かと云ふに、法律的規制、殊に、私有財産の形成様式に依つて社會形式の一定様式が決定さるゝからである。

それは積極的には、更に寧ろ從來一般に行はれた抽象的經濟理論の代りに具體的經濟理論を意味する。即ち此の經濟學説は假定された經濟人に出發せずして、事實上の經濟現象の内に求めらるゝ一定の具體的社會形式に出發することに依つて、此の學説は所謂『純』經濟理論の場合に於けるよりも、遙かに現實的な、寫實的な性質を帯びる。此の方法は事實凡ゆる經濟現象の歴史的性質を強調するとは云へ、決して専ら歴史的詮索のみを要求して、爲めに理論的研究を拋棄するものではない。唯、理論的研究は他の基礎の上に置かる可きであり、又經濟生活の一定時代内部に於ける現象を説明す可く、普遍的永劫の法則を設定することを課題とす可きではない。然し乍ら、理論は記述的研究

に反して、經濟現象間の關係、脈絡連結を研究するが故に、それは此の包括的研究に依つて、等しく經濟理論を提供する。此の現實的理論をば凡て理論的性質なきものと否定せんとすることは、或種の自然科學的經濟學說觀に由來する理論的研究と法則(所謂絕對普遍的法則—一定時代に限られた通則に對する言葉)の探究との混同に外ならぬ。』(二)と。

斯くして、デールは此の經濟學方法の將來の効果を次の如く豫言して居る。『此の方法的努力が如何に、又如何なる程度に於て成功の榮を擔ふかは將來が示して呉れるであらう。それが事實となり得るかと云ふ、將來の發展に對して、私は確實に豫言し得るやうに思はれる。一方に於て、古典派經濟學者並にその亞流に存するが如き研究の一面的、演繹的、抽象的方法是拋棄せられねばならぬことが豫言される。』と云ふのは、既に其等の方法は近代の複雑なる經濟生活に對して最早正しくあり得ないからである。同様に國民經濟學の理論一般が敢へて否定され、或る意味に於て歴史派が最初に要求した如く、長い期間に渡つて、歸納的方法に依り、國民經濟學の將來の建築の爲に、材木と煉瓦の蒐集に満足し得るやうなことは排斥されるやうに私には思はれる。常に吾人の科學は一つの綜合を見出し、經濟生活の多くの個體間の大きな關係を研究することを要求するであらう。常に斯る意味に於ける理論經濟學が存す可きであらう。然し乍ら、此の理論經濟學は個人的經濟的出發點の否定と、經濟的自然法則の設定の拋棄と、凡ゆる經濟現象の相對性の強調と、經濟現象の社會的、法的秩序に依つて制約さるゝことを示すにある。斯る見地に従つて、將來に於ける理論經濟學の發展の方向が決定されねばならぬ。』(三)と。

以上述べ來つた所よりして、吾人は社會的法的經濟學派の本質と、その經濟學方法論の價值とに就て、大體知ることを得たであらう。筆者は以下に於て、斯る經濟學方法論の本質と價值とを、個々の理論的代表者に就て、更に詳細に研究せんことを意圖して居るのである。然し何人を以つてその研究の出發點とす可きであらうか。ディール(四)は斯學派の起源をカール・ロッドベルタス、カール・マルクス、アドルフ・ワグナー、ルドルフ・シュタムラー、ルドルフ・シュトルツマン、アルフレッド・アモンに求めて居り、バウル・モンベルト(五)の如きは更にレヒスラー(H. Roessler, Grundsätze der Volkswirtschaftslehre, 1864. Über die Grundformen der von A. Smith begründeten Volkswirtschaftstheorie, 2. Aufl. 1871)を加へ、ロビン・ムチオル(六)の如きは更に廣く、古典派に反對する殆んど總ての學派を、即ち浪漫派、社會主義、歴史派をも斯學派の『發展と繼續』の内に算入して居る。

斯る試みは斯學派の本質を明瞭ならしむると云ふよりは、寧ろ漠然たらしめ、不明ならしむるものである。而して、斯る愚劣なる試みに誘ふ主要原因は、斯學派の本質の一楔機をなす社會的考察に幻惑される結果に外ならぬであらう、古典派經濟學に反對して、經濟現象を不變的物的、自然的、技術的現象と見ずして、それを可變的人間の人間に對する相互關係、社會關係、即ち欲望充足に向けられた人間の共同動作、社會現象として考察する者は、屢々經濟現象が法的性質を帯びて現はる、ことを見出し得るであらう。單に斯る程度に於ける考察をなせる者を以つて直ちに斯學派の『發展と繼續』に入するならば、以上の著者が試みた如く、非常に、否、過當に、廣範に渡つて斯學派の『發展と繼續』を研究し得るであらう。然し、嚴格なる意味に於ける斯學派は、社會的考察をなす際、多少力強

く法的考察をなすに止まるものではなく、寧ろ、社會現象としての經濟現象の認識條件として、法的規制の論理上の先在性を主張する點にある。換言すれば、物的、自然的、否、技術的現象としてではなく、欲望充足に向けられた人間の共同動作、即ち社會現象としての經濟現象を認識する場合、論理上『外的規制』その主たるものは法的規制が先在することなしには認識し得ないことを主張する點にある。此の『外的規制』こそ社會現象の認識條件であり、社會の形式であり、この外的規制の特種性に從つて種々なる社會形式が明瞭に分類され、その一定の社會形式内に生ずる經濟現象はその一定の外的規制に制約せらるゝ結果、一定の種屬現象として現はれ、斯くしてディールの所謂經濟の『通則』(Regelmässigkeit)が演繹するゝに至るのである。

吾人にして、若し斯る嚴格なる意味に於ける認識論的基礎の上に立てる社會的法的經濟學派の『起源とその發展』を研究せんせば、かの劃期的名著『經濟と法律』(七)の著者ルドルフ・シュタムラーに出發しなければならぬ。如何んとなれば、ディール、モンベルト等が以つて斯學派の始祖となすロッドベルタスに於ては『事實、猶ほ經濟と法律の結合は方法的原理に高められても居ないし、又認識論的にも基礎付けられて居ない』(八)事を『社會的法的見解の建設者としてのカール・ロッドベルタス』の著者ムチオル自身も告白して居る。又、マルクスに就いて見ても、彼が經濟現象を自然現象に非ずして社會現象なりと主張する點(例、資本概念は生産せられたる生産手段としての物質其自體に非ずして、一定の社會關係即ち市民的生産關係なり)に於ては、明かに斯學派に近きも、彼が果して社會現象としての經濟現象の認識條件として法的規制を前提せるや否やは、實に彼の唯物史觀の解釋

如何に係つて居るのであつて、一般に我國に流行する公式的解釋に従ふ時は、明かに右の事は否定されなければならぬし、之に反して、アドラー流の解釋(九)に従ふならば、マルクスの社會概念は強制組織一般であり、従つて社會現象としての經濟現象は常に強制組織として現はるゝからして、此の強制組織と、かの法的規制との兩概念間に頗る近接なる類似を見出せる譯である。然し、此の類似は單に類似たるに止まつて、決して、本質的一致をなすものに非ざる事を後に述べやう。更に、ツグナーに、就いて見るも、彼の社會的見解の不徹底なる事はシュタムラーが明瞭に指摘して居る。(十)斯くして、筆者は社會的法的經濟學派の眞の認識論上の建設者はシュタムラーなりと主張するのであり、又斯る意味に於て、斯學派經濟學說研究其一として、シュタムラーの經濟學方法論に筆を起す所以である。

- (1) K. Diehl, "Theoretische Nationalökonomie." I. Bd. S. 399
(11) Ebenda. S. 399-400.
(12) K. Diehl, "Die Volkswirtschaftslehre der Gegenwart in Selbstdarstellungen." Bd. I. S. 13-14.
(13) K. Diehl, "Theoretische Nationalökonomie." I. Bd. S. 400-408.
(14) P. Mombert, "Geschichte der Nationalökonomie." S. 516-524.
(15) R. Muziol, "Karl Rodbertus als Begründer der sozialrechtlichen Anschauungsweise." S. 98-117.
(16) R. Stammler, "Wirtschaft u. Recht nach der materialistischen Geschichtsauffassung. Eine sozialphilosophischen Untersuchung."
(17) R. Muziol, Ebenda. S. 36.

(九) 拙稿三四學會雜誌第二十二卷第七號參照

(十) vgl. Stammler, Ebenda. S. 143 ff. u. 195 ff.

二、本 論

(一)

近來獨逸其他の諸國に於て、多くの經濟學者が社會學者に宗旨變へをする傾向の顯著なるは、反面に於て、經濟學と社會學との關係の密接なることを、即ち經濟現象の體系的考察に際しては、社會を論理上前提としなければならぬし、従つて、社會一般の本質の研究は經濟學研究の先決條件をなすことが益々明瞭に意識せらるゝに至つた事實を反映するものに外ならぬ。換言すれば、科學の二大分野の一つなる自然科學に對立して、独自の對象と方法とを有する社會科學の一部門として、經濟學が明瞭に意識せらるゝに至つた事實を物語るに外ならぬ。

而して、社會科學一般を自然科學から分離せしむる標識たる社會一般の認識條件——社會の認識は一般に如何にして可能なるか、それを可能ならしめる認識條件を通じて、初めて、一定の認識が社會科學的認識たり得る條件——の研究は嚴格なる意味に於ては、それ自體既に社會科學の一部門として社會一般の認識の可能性を前提とする社會學の課題に非ずして、社會の認識の可能性それ自體を取扱ふ社會哲學の課題である。此の社會哲學の立場が相違するに連れて社會の認識條件は相違し、従つて、社會科學の對象と方法とは相違するに至るのである。社會科學の一部門としての經濟學も、それ自體の成立を可能ならしめる前提として、一定の社會哲學を必要とするものであり、社

會哲學上の立場の相違するに連れて、それが對象と方法とは著しき相違を示すに至るのである。斯くして、社會哲學は經濟學の研究方法に對して決定的重要性を有するのである。少くとも、吾人にして經濟學史を回顧するならば、如何に社會哲學——此の場合、嚴格なる意味に於て、新カント派、特にマルブルヒ學派の主張する吾人の社會的認識可能の條件を對象とする認識批判的社會哲學に止まらず、更にカントが哲學の課題として否定せる物自體の世界、即ち社會自體の世界を對象とする形而上學的社會哲學をも含めて、——が經濟學の研究方法に決定的影響を與へたかを知ることが出来る。即ち、多くの場合に於て、經濟學者は意識的に、或は無意識的に、一定の社會哲學或は最つと漠然たる言葉を以つてすれば、一定の社會觀を前提として居り、それに従つて、種々なる研究方法を導いたのである。例へば、古典派經濟學者は當時の自然法的個人主義的社會觀に影響せられ、社會を以つて原子論的に、單なる個人の集合とし、自己目的としての個人の手段として解釋し、個人現象と社會現象との間に本質的相違を認めずして、個人的、自然的原理たる利己心に依つて、直接社會的經濟現象の原理を導かんとしたのである。又浪漫派經濟學者は、その全體主義(普遍主義)の社會哲學に出發して、社會を一つの統一體であり、それ自體一定の自己目的を有し、個人は單に此の統一體の自己目的に従ふ手段として解釋せらるゝ結果、經濟現象の説明原理を直接全體性から導かんとしたのである。

斯る社會哲學と經濟學方法論との密接なる關係は、又此處に研究せんとする社會的法的經濟學派とシュタムラーの社會哲學との間にも見出すことを得るのである。事實シュタムラーはその大著『唯物史觀に依る經濟と法律、一社會哲學的研究』(Wirtschaft und Recht nach der materialistischen Gesellschaftsauffassung. Eine sozialphilosophische Untersuchung.)の表題が既に明かに示す如く、本來唯物史觀を批評しつゝ、自己の社會哲學を展開し、社會科學一般の方法論を基礎附けんことを目的としたのであり、決して、直接經濟學方法論のみの研討をその目的としたのではない。然し、その社會哲學はデイル、シュトルツマン等の經濟學者に多大の影響を與へ、彼等の代表する社會的法的經濟學派の方法論に認識論的基礎を提供するに至つたのである。

筆者は以下に於て、彼の社會哲學の如何なる點が社會的法的經濟學派の方法論に基礎を與へたかを論述するに先立つて、彼の社會哲學の理解を容易ならしめる爲に、彼の哲學上の立場に就いて一言しなければならぬ。彼は狹義に於ける新カント派(一)、即ちマルブルヒ等派に屬するのである。此の學派はマルブルヒに居つたヘルマン・コヘン(Hermann Cohen)が樹立したので、彼に従ふ者としては、シュタムラーの外にバウル・ナトルプ(Paul Natorp)シタウデンラー(A. Stadler)ラヌウツ(K. Lasswitz)シタウデンガー(F. Staudinger)ファンランダー(K. Vorländer)等がある。而して、コエシが彼の初期の諸著作に於て、自己の學說或は方法を眞にカント的なりと強調したことからして、人々は彼並に彼の追従者を『新カント派』或は『新批判主義者』の名を以つて呼ぶに至つた。

『さて、此の新批判主義者をカントから區別するものは何であらうか。第一に、彼等は明かに神や世界に關する古いカントの個人的見解に對して責任を負はないのであつて、是等の點に於ては、カントは自ら當時に従屬して居つたのである。然し乍ら、事實彼等は自ら彼の體系と一致しはしなす。

……寧ろ彼等はその重心を一つの哲學にではなく、哲學的思索(Philosophieren)に、學說の實質的内容にではなく、彼等にとつてカント哲學に於て新たなもの、有效なるもの、適切なるものとして見へたもの、即ち彼の先驗的或は吾人が今日一般に明かに云ふ如く、認識批判的方法に置くことに於て、眞に若きカントたる可きを信ずるのである。(二)カントは彼の主著純粹理性批判を方法に關する一論文と呼んで居る。彼は吾人が學び得る一つの哲學を教へんとしたのではなく、哲學的思索を教へんとしたのである。(三)云。

斯くして、マールブルト學派は哲學を以つて方法であるを考へ、方法としての哲學(Philosophie als Methode)(四)を説かうとするものである。而して、その方法は批判的或は先驗的方法である。此の先驗的方法とは、フォルレンダーに從つて要點を略述すれば次の如くである。(五)

一、先驗的(transzendental)とはカントの定義に從へば「對象を取扱ふのではなく、寧ろ先天的(a priori)に可能である可き限り、一般に對象を吾々が認識する仕方を取扱ふ(第一版には、一般に對象に關する吾々の先天的概念を取扱ふ)凡ゆる認識を云ふ。(六)それ故、第一に注意しなければならぬことは、カントの哲學は直接所謂「物自體」を究めるのではなく、寧ろ物に關する吾々の認識を究める。認識が對象に準ず可きではなく、對象が吾々の認識に準ず可きである。カント自から「思惟方法の革命」と呼び、又コペルニカスの方法と比較さる、此の思想は彼の哲學を觀念論の哲學たらしめ、又彼自身をプラト一の復活者、完成者、デカルト、ライブニツの後繼者たらしめた。

二、先驗的方法は「先天的に可能である可き」認識の仕方を探める。斯くて、吾人はカント哲學の第二の根本概念、即ち先天的を云ふ概念に出會ふ。若し吾人が「先天的」を理解せんせば、第一に「生來」(Angeworben)と云ふが如き時間的意味をその意義から排除す可きである。吾人の概念は最初に於て如何に生起するか心理學的問題に對して、先驗的方法は何等興味を有さぬ。例へば、凡て變化はその原因を有す云ふ命題に於けるが如く、先天的の認識の仕方は次の如き認識を包含するのであつて、その認識とは、不斷に變化する感覺の印象に依據せずして、一定の、窮極の、更に他より導き得ざる吾人の意識要素に依據するが故に、吾人が最初から(先天的に)充分明かにそれを感じる所の認識である。之が「生來」て時間的、心理學の見解に對立して「先天的」の第一の意義であり、カントに從へば、「形而上學的」意義である。事實此の「形而上學的」先天的は「先驗的」先天的に高められ、或は正確にそれに限定さる可きである。然し後者の意味に於ける先天的の唯一の特徴は「無條件的必然性」であり、「嚴格なる普遍性」である。それは凡ゆる經驗が依據する所の條件である。

三、斯くて、吾人は第三の問題に答へなければならぬ。何が批判的方法の對象であるか。それに對しては先づ一般に次の如く答ふ可きである。即ち、人間の全科學的、倫理的、藝術的經驗である。超驗的(transzendent)とは經驗の限界を超越せる認識或は概念を云ふ。之に反して、カントは明瞭に彼の立場として、「經驗の有効なる深奥」(das fuchbare Bathos der Erfahrung)を指摘した。彼は凡ゆる吾人の認識が經驗と共にのみ起ることを善く知つて居た。先驗的とはそれ故、事實先天的に經驗に「先行する」(vorhergehen)ものを意味するは言へ、決して「經驗的認識を容易に可能ならしめる可き以上のものは規定されない。」「經驗の可能性」或は「可能なる經驗の條件」を述べる事が批判哲學の課題である。常に反復してカントは述べて居り、從つて、吾人はコーエンと共に事實それを「經驗の理論」なりと指摘し得る。換言すれば、先驗的方法の課題は經驗の可能の先天的條件を明かにするのであり、從つて經驗論に於けるが如く、經驗の基礎を経験の中に求めるときは循環論に墮すし、又理性論の如く、凡ゆる經驗を離れて了つては、最早如何なる原則も經驗の試金石たる事が出来ず、從つて、經驗の基礎を見出さうとするには、經驗を離れて了はずして、而も經驗を基礎付ける所のものを見出さなければならぬのである。かくて先驗的方法は經驗から出發して、經驗をして現實に可能ならしめる所の條件を見出さなければならぬのである。假りに道德的、並に美的經驗を度外視すれば、「經驗の可能性」の問題はカントに取つては科學的認識の可能性、科學の可能性一般に對する問題に外ならぬ。

四、以上の事は「批判」に依つて行はれる。カントは自己の立場を批判的と稱して、從來の獨斷論、懷疑論の哲學に對立せ

しめた。即ち理性の能力を詳細に検討せずして、最も困難なる問題を敢て解決せんとする獨斷論及び結局自己を亡し、從つて『決して嚴肅な考』ではないが、一方に於て『獨斷論的理性論者の典獄』として價值を有し、批判的方法を用意せる懷疑論に對立して批判的と稱したのである。カントの批判主義は科學、道德、美學に存する認識の批判であり、從つて、認識批判である。批判的方法は他のそれ自身等しく權利を有するも、他の見地を取る科學的經驗の方法から意識的に、根本的に區別される。それ故、例へば、認識の全内容を度外視して、専ら思维的な形式のみを取扱ふ形式論理的方法と異なる。更に記述的自然科學並歴史科學に於て頗る有用な發展的、歴史的(カントの用語を以つてすれば生起的、生理學的)方法とも異なる。同様に、今日に於て猶ほ多くの人々に依つて哲學的の根本方法として取扱はれる心理學的方法とも異なる。心理學は決して哲學的の根本原理ではなく、自然科學の一部門であり、その窮極の基礎、哲學的前提は認識批判であつて、之が心理學に初めてその概念を提供し、方法を基礎付けるのである。心理學は吾人に如何に判斷と全科學的經驗が(時間的經過に於て)成立するかを示し得るも、それ等が必然的なりや、又何故に必然的なるやを示し得ない。この事は單に認識の批判のみがなし得るのである。

五、さて、先驗的或は批判的方法が獨斷論的でも、懷疑論的でもなく、論理學的でも、心理學的でもなく、又形而上學的でも、生起的でもあり得ないとしたならば、經驗の可能性を述ぶるが爲に何がなほ此の方法には殘つて居るであらうか。答は次の如くである。一つの形式的方法ではあるが形式論理學と異つた方法であつて、凡ゆる經驗を『矛盾なき統一』に持ち來さんことを目的として居る。形式的觀念論は經驗の形式的條件を求め、且つ其等の條件を體系的統一に結び付ける。『先驗的哲學はその諸概念を一つの原理に從つて求む可き拘束力を有す、何んとなれば、それ等概念は絕對的統一としての悟性から純粹に生じ、從つて一つの概念或は理念に從つて相互に關聯す可きであるからである。』(七)蓋し、一つの原理から認識を關聯せしむること、或は體系的に統一することが、認識を初めて、科學たらしめるのである。

六、此の見出された經驗の形式的條件はそれ故體系に結び附けらる可きである、即ち獨斷的、懷疑的體系ではなく、『經驗が事實素材を提供し得る所の統一原理に從つた探究の批判的體系』(八)に結び附けらる可きである。從つて、體系はカントの意義に於ては完成せる認識の凝固せる一つの結合を意味するのではなくして、それに從つて種々の經驗の領域の内容が吾

々の意識に現はれ、且つ統一的原理に從つて構成さるゝ所の方法の結合を意味する。此等の相互に異なる經驗の領域は廣義に於ける自然と、倫理と藝術に分れる。それに準じて、カントの體系は科學、倫理、及び美學に分れる。就中科學の基礎付けは『純粹理性批判』に於て、倫理のそれは『實踐理性批判』に於て、美學のそれは『判斷力批判』の最初の部分に於て爲された。

以上述べた所からして、吾人はシュタムラーが屬するマルブルヒ學派の根本特徴を知り得たであらう。而して是等の特徴は以下に述ぶる彼の社會哲學の各所に於て現はれ來るのである。彼はマルブルヒ學派の者が一般に哲學を以つて方法なりとし、又カントが『純粹理性批判』に於て、自然科學的認識を可能ならしめる可き基礎條件を探究し、自然科學の方法を基礎付けんとした如く、社會哲學を以つて、社會科學的認識を可能ならしむ可き基礎條件を探究す可きものであり、社會科學の方法を基礎付けるものであるとした。斯くして、彼は『充分に基礎付けられた社會哲學的研究に課さる可き第一の要求は、吾人が自身の社會的認識をそれに於てなす所の概念並に命題の内容を分ち、客觀的、論理的に分析し、以つて独自の對照と獨特の認識内容を有する一つの科學としての社會科學的認識の獨自性(基礎條件)を明瞭にせんとする要求である。』(九)と云つて居る。社會生活の法則、社會的發展、社會的疾患並にそれが救済の能、不能に就いて論ずる者や、社會的經濟現象の法則を設定せんとする者や、社會的闘争を取扱ひ、又は人間社會的發展を信じ或は否定せんとする者は先づ最初に、社會科學的認識の特徴を明瞭ならしめなければならぬ。科學的性質を有する、即ち統一的に理解された人間の社會生活に關する特種の認識が存す可きである。さて、一體、此の社會生活とは何か、何が社會生活の獨自性をなして居るか、且つ、何が吾々認識の獨自の對象としての社

會生活の概念を構成して居るか。何が社會現象の下に明瞭に理解され得るか。且つ、更に論理的分析に依つて、人間社會の如何なる概念上の要素が生ずるか、又、それ等相互の關係はどうか。人間の社會生活に關する科學は單なる外的自然の認識と相違せんとする。前者には人間の洞察に對して確固として見出された独自の對象が存する。吾人は此の場合必然的に現はれる普遍的概念を、その認識内容に従つて分析することに依つて、如何なる概念上の要素を通じて、單なる自然の考察に對立する社會科學的認識の可能性が與へられるか、即ち其等の内の如何なる要素が最初に吾々認識の独自の對象としての社會生活を基礎付けるかを注意するに至るであらう。

此の前提的研究は缺く可らざるものであつて、その確固たる所産を俟つて、初めて更に社會生活の法則を研究し得るのである。人間社會生活の法則を設定せんとする者は、豫め「凡ゆる社會科學がその特性に於て、必然的にその下に立つ所の普遍的認識條件」すしを明瞭ならしめなければならぬ。社會法則の問題は社會生活の多様な變化に統一を設定することを課題とする。従つて、此の根本問題は斯る統一が事實可能ならしめらるゝ、普遍的認識條件を探究するのである。

斯る普遍的認識條件に依つて社會生活の多様な變化の内に見出された統一即ち社會法則は歴史上の社會生活の外部に、時間的に先立つて存するが如き非實在ではない。社會哲學は事實理論上、歴史上の社會組織の條件付けられた内容から獨立せんとする。然し、それは歴史上の組織からの獨立を云ふのではなく、個々の歴史上の制度の特性からの獨立を云ふ。それは歴史上に展開する社會生活の普遍妥當なる法則を求める。然し此の法則は明かに歴史上の社會組織の外部に存するのでは

なく、其等の社會組織を統一的に、普遍妥當に認識する仕方を意味する。『(十一) 社會科學は歴史的素材を取扱ふことは自明の理であるが、社會哲學の特徴はその素材に存するのではなく、立場、考察の仕方、方法に存するのである。即ち、それは歴史的に與へられた素材を取扱ふが、その内に普遍的統一と法則を見出さんとするのである。』

個々の科學的社會法則がそれに依據する最高の統一は、それ故總て歴史上の社會の條件付けられた内容を度外視しなければならぬ、何んとなれば、それは根本法則として、凡ゆる社會生活に妥當す可きであり、従つて、個々の歴史的素材の特性に基き得ないからである。

然し乍ら、人間の社會生活の根本法則としての此の統一は社會生活の研究に對して最高の見地を與ふ可きであるからして、社會生活の多様と變化の統一は此の歴史的社會生活そのものに時間的に先立つて存し得ないことは明かである。反對に、時間的経過に於て云ふならば、人間の認識過程は個々の知覺並に特種の考察と共に初まり、後に至つて初めて、人間の思索に依り社會的知覺の多様性を合法的に綜合し、終には夫々人間社會生活の合法的考察が可能ならしめられる普遍妥當なる基礎を批判的に探し出すに至るのである。それ故、或る神秘的なものとしての絶對的法則が先づ存し、時間的に云つて、然る後に現實がその非實在に對し説明し難き依存に於てこの世に現はれるのではなく、寧ろ時間的に云ふならば、事實社會生活に於ける凡ゆる吾々の認識は個々の經驗を以つて初まる。然し此の社會法則は事實思惟の統一的方向として、個々の素材を科學的に規定せんとする試みの内に條件付けるものとして、又標準を與へるものとして既に(先天的)に含まれて居るのであ

つて、個々の研究者自身はそれを意識しないこともあらう。

それ故、此の凡ゆる社會科學的認識に對する方法上の原理としての社會生活の基本的法則は、全歴史上に存する社會生活を全然顧慮せざると云ふ意味に於ての、誤解せる先天的方法に依つて見出され得るものではない。歴史上の社會に關する知識の内、吾人は個々の不斷に變化する素材に關する認識と凡ゆる社會的經驗に對して普遍妥當にして必然的である可きものに關する洞察とを分つのである。それ故、後者は同時に科學的經驗認識の内に主要部分として含まれて居る、それ故歴史上の社會に關する知識は、吾人の歴史的社會的經驗の内容を分析し、且つ社會的知覺を科學、即ち最高の統一的見地を有し、従つて普遍妥當なる方法を有する認識ならしめる所の條件の統一を明かにすることに依つてのみ見出され確定され得るのである。

斯くして、社會生活の普遍妥當なる法則は個々の社會の内容の凡ゆる特性を排除するものであり社會生活一般の認識内容の鋭き分析に依つて見出されるのである。

普遍妥當なる社會法則は『社會科學的認識の條件の基本的統一』(十二)として見出されるであらう。然らば、一定の經驗的認識をして社會科學的認識ならしめる基本的條件の統一とは何か。而して社會科學的認識とは社會生活に關する認識なるが故に、常に社會生活の概念を前提とし、又常に之を含んで居るのであるからして以上の問題は次の如く云ひ換へられる。即ち『科學的考察の独自の對象としての人間の社會生活の概念(一般的社會科學的認識)が規定される所の確固たる標識(條件)は何か』(十三)これを次の節に於て研究す可き問題である。

- (一) Karl Vorländer „Geschichte der Philosophie“ 6. Aufl. Bd. II. S. 425 ff.
- (二) K. Vorländer „Kant u. Marx“ S. 118.
- (三) K. V. „Gesch. d. Philos. Bd. II. S. 185.
- (四) Natrop. „Philosophie. The Problem u. ihre Probleme“ S. 27. „Kant u. die marburger Schule“ S. 3. (伊藤吉之助 譯カント・マルクサーン・マルクサーン學派三頁)
- (五) K. V. „Gesch. d. Philos. Bd. II. S. 185-189.
- (六) Kant. Kr. d. r. V., 2. Anf., S. 25.
- (七) Kr. d. r. V. S. 92.
- (八) Kr. d. r. V. S. 766.
- (九) Stammler. „Wirtschaft u. Recht.“ S. 13.
- (十) ebenda. S. 14.
- (十一) ebenda. S. 15.
- (十二) ebenda. S. 17.
- (十三) ebenda. S. 75.

(II)

凡ゆる社會科學的認識がそれを前提し、又それを含む所の人間の社會生活の觀念に明瞭なる概念を與へ、斯くて社會科學の研究對象を明確ならしめる所の確固たる標識を見出さなければならぬ。即ち、如何なる必然的條件の下に於て、人間社會生活一般の概念は意義を有するか、——社會生活

とは何か。

此の問題に對して、シュタムラーは次の如く答へて居る。『その楔機(標識)とは人々に依る彼等交通並に共同生活の規制である。(die von Menschen herrührende Regelung ihres Verkehrs u. Miteinanderlebens) 人間相互の態度の外的規制(die äussere Regelung)こそ、初めて社會生活の概念を一つの特種な對象たらしめるものである。これを形式上凡ゆる社會的考察がその特性に於て立歸へらねばならぬ窮極の楔機である。』(一)即ち『社會生活とは外的に規制せられた人間の共同生活である。』(二)也。

吾人は次に於て、シュタムラーは如何にして社會生活の概念、社會科學的認識の標識として『外的規制』の範疇を導き出したか、更に如何にして此の範疇を通じて社會科學は自然科學に對立して獨立の法則を設定するを得るかを述べやう。

蓋し、人間はカントの云ふ如く二つの世界の市民である。即ち感覺的に經驗し得る自然的事象の世界と理性、自由の世界の市民である。自然の世界の市民としての人間は自然的必然的因果律の支配の下にあつて、自由は存さない。理性の世界の市民としての人間は自己の目的を意識し、理性の力に依つて、目的に順じて自然を支配せんとする者であり、自由が存し、目的論が支配する。事實『人間は全く自然的本質とし、他の動物と等しく全く無拘束に生活し得るし、又動物の協同生活の場合に於けると類似の、或は同一の仕方(例へば本能的衝動に依つて)に於て他の人間と集合し得るであらう。(三)而して、斯る自然現象としての人間の集合生活は全く自然科學的方法に於て研究し得る

であらう。然しシュタムラーは人間の社會生活の概念の標識を明確に動物の協同生活から區別する爲に自然の世界の市民としてではなく、理性、自由の世界の市民、即ち目的を設定し、之を追求する市民としての人間に出發して居る。

且つ、彼は社會生活の概念の標識を導くに當つて、先驗的方法に依つたのであつて、又先驗的方法は既に述べた如く、經驗から出發して、經驗を可能ならしめる所の條件に溯るものであり、從つて歸入的手續を採るが故に、カントが形而上學序説に於て、與へられたものから出發して、其の最高條件としての原理に溯つた如く、彼も今日社會生活の概念として一般に認められた人間の共同働作(Zusammenwirken)を云ふ與件に出發して居る。而して、目的的存在としての人間の共同働作は彼等の目的の結合を考へることなしには思惟し得ないのである。從つて『人間の社會的存在は彼等目的の結合を意味するのである。』(四)更に彼等目的の結合には、目的を結合せんとする『結合意欲』(die bindende Wollen)がなければならぬ。而して、彼等各個人の目的意志内容が同一である場合、即ち協同的(Miteinander)の場合であると、又相違する場合、即ち對立的(Gegeneinander)の場合であると問はず、常に結合意欲は多數の者の目的を相互に手段として置くのである。即ち『結合意欲は多數の者の意欲を相互に手段として規定する意欲である。』(五)より具體的に説明すれば、第一に協同の場合を採つて考へて見るに、例へば原始家族がその家族員の欲望充足の爲に協同生産を行ふ場合に、彼等家族員の目的意志内容に於ては等しく欲望充足を目的とするも、各個人は、自己の目的の遂行の手段として、他人の同一目的を相互に必要とする。即ち多數の個人の同一目的を相互に手段とする

ことに依つて、彼等の目的は結合し、其處に共同動作が存し得る。又對立の場合を採つて考へて見るに、例へば賣買關係の如く、關係者相互の目的意志内容は一方は賣ることを目的とし、他方は買ふ事を目的とするが故に相違して居るが、此の場合に於ても、一方の販賣者は購買者の目的を自己目的遂行の手段として置き、反對に購買者は販賣者の目的を自己目的の手段として置くことに依つて、彼等の目的は結合し、其處に共同動作は存し得る。

更に、此の場合、『結合意欲』(verbindende Wollen)そのもの、『結合せられた意欲』(verbundene Wollen)を概念上明確に區別しなければならぬ。『結合意欲に依つて規定せられたと考へられる結合せられた意志内容は常に個々の人々に夫々分たれなければならぬ。』(六)即ち賣買關係に於けるが如く、結合意欲としての賣買契約と、結合せられた意欲としての販賣者自身並に購買者自身の意志内容とは區別されねばならぬ。而して、此の結合意欲は個々人の結合せられた意志内容を外部より規制するのである。『斯る方法に於て結合意欲の概念が理解されるならば、結合意欲は實に共同動作の外的規制として觀念せられる。……それ故、外的規制の概念は意欲の結合様式(結合意欲)の内に存するに外ならぬのであつて、この意欲こそ條件附ける要素として共同動作の概念の内に不可避的に含まれて居り、此の觀念一般を初めて形式的に概念し得るやうになさしめるものである。』(七)

斯くして、先に述べた如く何故にシュタムラーが社會生活、共同動作の概念を明瞭ならしめる窮極の標識として『外的規制』の範疇を導き出したか、明かになつたであらう。此の人間共同動作の外的規制と云ふ觀念を導入することに依つて、個人相互の關係は今や特種な、獨立の方法に於て明瞭に概念せられ、統一に持ち來されるのである。斯くして、結合せる人間の關係は特種の見地から考察され、決定せられ、且つ外的規制と云ふ基本的條件に依つて獨自の、獨立せる科學の對象となり得る。社會科學の對象は自然科學のそれと對立する此の認識條件の基礎の上に存する。而して、外的規制に依つて人間の共同動作には一定の必然性が存し得るのであり、その必然性は自然科學に於けるが如き無目的、因果的必然ではなく、外的規則即ち結合意欲——多數の者の目的を相互に手段として規定せんとする意欲——の下に於ける必然なるが故に目的論的必然であり、従つて社會科學は又自然科學に對立して『目的科學』(Zweckwissenschaft)である。社會科學の目的科學たる性質に就いては後に詳述しやう。

更にシュタムラーは社會概念中に必然的に結び附いて居る要素として、それが形式(Form)と實質(Materie)とを區別して居る。而して、是等形式と實質との區別は、其等要素の研究方法上の關係に重要な意義を有するものであるからして、最初から多くの誤解を避ける爲に、先づ形式と實質との一般的區別の意義を明かにし、次に是を社會生活の概念に摘要しやう。

總て吾々の條件附けられた意識内容は、詳細に考察するならば多くの要素が結合せられたものとして現はれる。斯る意識内容は批判的抽象に依つて、一系列の箇々の成立要素に分たれる、然し是等の要素はその種類と價值に於て、相互に同一ではない。其等は二種類に分れ、一方は不斷に存し、且つ考察された諸特殊觀念に常に繰返し現はれる所の要素をその内に含んで居るし、他方はその特性に於て、可變的であり、その現はるゝに際して不斷に變化するものである。前者は『條件附ける要

素』(die bedingenden Elemente)であり、後者は『條件付けられ得可き要素』(die bestimmbareren Elemente)であり、前者の概念を概念の形式と云ひ、後者を實質又は素材(Materie oder Stoff)と云ひ、且つ『條件付けられ得可き要素』が一定の形式の下に『條件付けられた』もの(Bedingte oder geformte Stoff)を内容と云ふ。

一概念の形式がその概念中に常に存する、條件付ける概念要素であるならば、斯くの如く條件付けられた意識内容の論理上の條件として現はれた概念そのものの内部に於て、更にその普遍的條件が問題にされる。斯くして得た上位の概念に於て、更に普遍的要素と變化する要素とを區別しなければならぬ。斯る事が繰返へされて、終には宛かもピラミットの形の如く、それ以上に分離せしめられざる、従つて規定し得る意識内容の統一的な、方法論上規定的な窮極の概念に到達する。斯る根本概念は多様な素材を等しく規定する普遍妥當なる形式的な方法に外ならぬ。それ自ら再び經驗的に條件付けられ、従つて更に上位に存する規定する形式の下に立つやうな、條件付ける概念に對して、かのそれ自身の上に最早何等規定する形式を有せざる最高の根本概念を純粹形式と呼び得る。此の純粹形式を意識し、その本性と意義を洞察し、それを確定し、遂行することは科學的洞察の基礎を與へるものである。

而して、右に述べた如く、形式は條件付ける概念要素たる以上、論理上常に條件付けられる概念要素、即ち素材に優先するのである。例へば羅馬時代に於けるラティフォンディウム(巨大なる土地財産)の考察はその形式たる財産の概念に依據するも、財産の概念はラティフォンディウムの概念から全く獨立して思惟し得る、従つてその論理的働きに於て後者は前者に優先する。斯くして、素材は常に形式と結び附いてのみ思惟し得るも、形式は獨立してそれ自體のみを思惟し得るのである。

然し乍ら、斯く云つたからとて特殊な經驗認識に於て、形式と素材とが直接分離して現はれ、且つ時間的に云つて形式が素材に先立つのではない。宛かも、事實に於て感性与悟性は同時に結合して存し、單に概念上分離して存する如く、一概念の素材と形式の分離、竝に後者の先者に對して條件付ける、規定的な優先的な關係は直接の特殊經驗に依つては現はれない、否な、批判的反省に依つてのみ現はれ得るのである。形式的ものは經驗の世界に於ては常に一定の意識内容として現はれ、具體的形に於て現はれる。然し吾人の反省に依つて、最初なほ漠然たる特殊概念を確定し、その概念要素を分ち、秩序付ける。この事は具體的觀念の多様な素材が、より普遍的な、より上位に存する概念の下に屬する限り、繰返して行はれ、遂には反省の歩は窮極の純粹形式に迄溯るのである。

次に斯る一般的の形式と素材の區別を社會概念に適用しよう。先づ形式に就いてのみ云ふならば、シュタムラーに従へば、人間社會の純粹形式は外的規制一般の概念に外ならぬ、何んとなれば、それは人間の社會的共同動作の概念を初めて可能ならしめる所の窮極の論理上の條件であるからである。それは自然現象の客觀的把握の普遍的條件と全く相違して居る。それは社會科學の自然科學からの根本的相違を可能ならしめる。而して、此の外的規制一般の下に條件付けられた特殊の内容を有する外的規制は、一定の社會活動の説明に對する形式をなす。何んとなれば、或る社會的共同動作に

依る具體的事件を社會科學的に認識するには、その共同動作の特性を規定する一定の外的規制と云ふ條件の下に於てのみ可能であるからである。例へば或る勞銀値上運動を社會科學的に認識するには、その共同動作を外的に規制する、契約の自由とか契約義務履行の法律的強制とかの制度を前提としなければならぬのである。

吾人は次に、一定の社會現象の形式をなす特殊の外的規制の分類に就いて述べやう。然し、之に先立つてシュタムラーが社會の形式としての外的規制の内から嚴格なる意味に於ける道德的規制を排除して居る點に注意しなければならぬ。兩者は共に人間の意欲に外ならぬのであるが、如何なる普遍的標識に於て異なるのであらうか。此の標識は「吾人が第一に分離せる獨立の統一として、考へられた人間の意欲を考察し、第二に、他人の意欲と關係にある意欲を考察することに依つて得られる。』(八) 而して、後者の意欲に依つて『結合意欲』、即ち外的規制は成立するのである。他方に於て、前者の意欲は専ら人間の内的生活の内に存するのである。それ故『道德的』と云ふ概念は社會的(外的規制)と云ふ概念と次の點に於て異なる、即ち前者は人間の内的生活の内に存し、従つて、分離せる意欲(getrennte Wollen)として存するも、一方に於て、他は多數の者の共同生活を目標とし、それ故結合意欲(verbindende Wollen)である。』(九) 『道德は個々の人自身を孤立せしめる。道德は一方の者に倫理的意欲をなましめる權利を他の者に與へはしない、寧ろ、前者に單に義務を課するに過ぎない、：然し社會生活の概念に於ては、規制の下に於ける相互關係並に相互的態度が考へられる。權利と義務に於て一致が實現される可きである。その場合、單に二つの一方的義務が存するのでなく、寧

ろ義務は相互的關係に於て融合されて居る。それには、個々人の目的を相互に手段として結び付ける結合規制(外的規制)が存さねばならぬ。』(十)

斯くして、シュタムラーは結合意欲としての外的規制一般から、分離せる意欲としての道德的規制を排除して居る。然らば、彼は外的規制一般を如何に分類したかと云ふに、最初に於ては『法律的規則』(Die rechtlichen Satzungen)と『慣習的規制』(die Konventionalregeln)とに分つて居る。而して後者は良風美俗の命令とか、禮式又は狹義の社交形式の要求とか、流行其他多様な外的習慣に於て吾人が出會ふが如き規制の一團を指して居る。(十一) 然らば兩者を區別する標識は何であらうか。『慣習的規制の特性に對して法律概念の本質的特性は結合意欲が普遍妥當に分類せらるゝ異つた様式の内のみ存し得る。さて、後者結合意欲に於ては、種々なる人々の意志内容が相互に手段として置かれて居る。結合意欲は純粹の様式に於ては二様に起り得るのであつて、結合に際しての斷乎たる決定が結合せられた者(結合せられた個々の人々の意欲)に歸されるか、或は結合意欲そのもの(結合せられた個々人の意欲から獨立して、外的に其等意欲を規制するもの)に歸されるかである。されば、前者は時々々の結合であり、後者は永續的規定の結合である。：：それ故、此處に述べられた第一の可能性はその意味に従つて、單に結合せんとする者に對する誘引(eine Einladung an die zu Verbindenden)を云ふのであつて、彼等が一般に結合せらるゝや否やは結合せんとする者に依據す可きである。——第二の可能性は自律的(selbstherrlich)結合意欲を云ふのであつて、それは結合せられた者の意志から獨立なる結合を意味する。慣習的規制は前者に適合し、第二の可能性の下に、法

律的意欲は存する。』(十二) 換言すれば、慣習的規制は條件付きの誘引であつて、それは單に、それに従ふ者の同意を俟つて効力を發せんことを要求するものであつて、恐らく我々の社會生活の多くの場合に於けるが如く、暗黙の内に與へられたものではあるが、常に特殊の同意を俟つて効力を發生する。之に反して、法律は自律的命令としての効力を要求する。それは法律に従ふ者の同意から全く獨立して、命令せんとする要求を持つ。法律的規制は外部から吾人に臨み、それは恐らく吾々がそれに就て何等かを知るに至る以前に於ても、吾人に命令し、吾人の關係を規制するのであつて、それは形式上吾人がそれを理解して居るか否かを全く顧慮せずして命令する。且つ、それは吾人がそれに同意すると、認めることの如何を問はずして効力を有せんとする。従つて、吾人は法律を犯すも、決して法律から自由ではなく、彼は以前と同じく其後も法律の下にあるのであつて、法律の効力は法律自身の決定に従つて、初めて消滅するのである。

斯くして、吾人は自律性[○]と云ふ標識に依つて法律と慣習的規制を普遍的樣式に於て分ち得る。然るに『法律的意欲はその自律性に依つて、單なる誘引的慣習的規制に優越する。後者は單に法律に依つて、それに示され、且つ任された場所を占め得るに過ぎない。それ故社會生活の凡ては法律と云ふ形式に依つて圍繞される。』[○]嚴格に云ふならば條件附けられる。何故かなれば、圍繞と云ふも宛かも形式は容器の如き空間概念と解さるゝ危險がある。形式は常に條件附ける概念要素を云ふ。然し法律はこの場合可能なる或は現存する風俗習慣を、合法的に構成された共同社會の窮極目的に利用する。』(十三) 斯くして、法律は慣習的規制を支配するものであつて、總て從來の人間社會は法律的に規制された共同社會があつて、その内部に於て慣習的規制が默認的に行はれて居るのである。以

上の如き意味に於ける法律が全然存せずして、純然たる慣習的規制の下にあるが如き共同社會は事實歴史上に存したものでなく、吾々の單に理想として造らる可きものである。斯くして、社會の形式としての外的規制中、法律は慣習的規制を支配し、許容する地位にあるが故に、シュタムラーは社會の形式に就いて云ふ場合、[○]歴外的規制一般の代りに、法律を以つて代表せしめて居るのである。(十四)

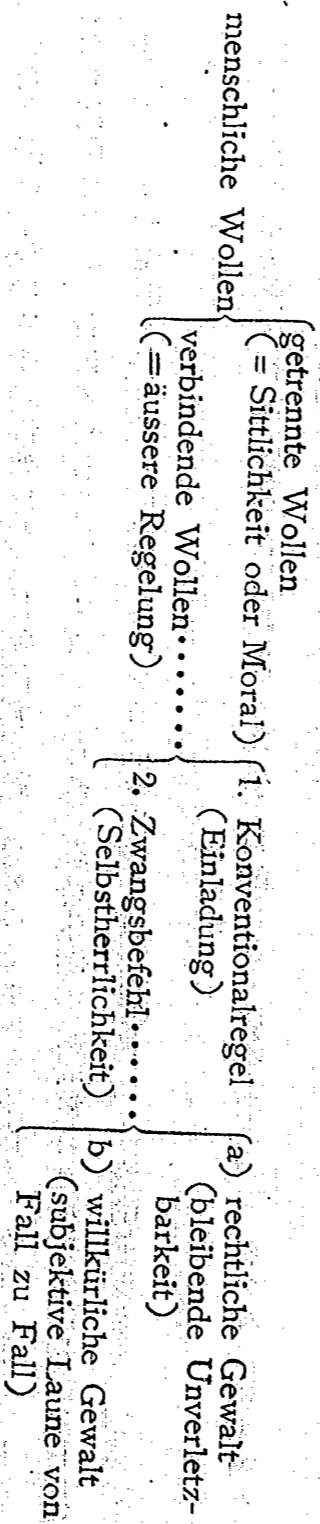
然し、法律を以て、社會一般の形式なりと云ふ場合に、上述の如き意味に於ける普遍的の法律概念と國家權力に依つて制定された法律の概念とを混同し、爲に法律は社會一般の形式に非ずして、特種の社會形態、即ち國家の形式なりと誤解してはならぬ。『寧ろ、歴史の經過に於ては屢々吾々の意味に於ける國家に非ざる人間共同社會内部に於ても、法律は制定されて居たのである。遊動的な群、種族、遊牧民族は法律組織の下に生活するが、國家に於て生活しない、又イスラエルの子等は傳説に依る五十年間の沙漠の放浪の間を通じて、堅固に團結せる、嚴格に律せられた法律的共同社會を現はすも、決して國家を現はしはしない、——何んとなれば、總て是等の場合には、本質的標識として國家概念に屬する一定の領土に對する確固たる關係が缺けて居るからである。更に、社會史の長き期間に於て、教會、自治體、其他の團體否な血族團體の法律の改革、新定が行はれたのであつて、其等に對しても亦國家の概念は適用されぬ、且つ最後に、箇々の國家の上に立つ法源に依る近時の國際法の内にも法律規制が現はれ得る。』(十五)

斯くして、法律の概念は自律性の觀念に依つて慣習的規制より明確に區別されるも、なほ一種の

外的規制としての『任意的權力』(Willkürliche Gewalt)とは充分區別されな。何んとなれば、その効力の發生をその規制に従ふ者の同意を俟たざると云ふ意味に於ての自律性即ち強制命令(Zwangsbefehl)は法律にも、任意的權力にも等しく妥當するからである。(十六) 即ち權力者は被權力者の同意を俟たずして、任意に強制命令も發するからである。然らば法律は如何なる點に於て、任意的權力と區別され得るか。蓋し、任意的權力とは、命令者自身はそれを人間關係の客觀的拘束規制として全く考へざるが如き命令が制定された場合に存するのである。その命令は單に權力者が他の者を拘束することに依つて自己の主觀的願望、欲望を充足せんとする意味を有するに過ぎぬのであつて、その命令の内には何等命令者自身の拘束を含んでは居ない。従つて、斯る強制命令は専ら命令者の氣まぐれに依據して居るから、永續的ではなく、且つその命令には被權力者のみが従ひ、權力者はその命令に對して自由勝手であるからして、その命令自體は權力者に依つて侵害されるものである。是と反對の場合は命令者が彼に依つて制定せる規制に自ら事實拘束されんと意志する場合である。即ち、命令する者が命令された者と内容的には等しくなくとも、形式上、等しくその規制に拘束されんとする場合である。此の場合に於ては、命令者自身がその規制の下に拘束されるが故に任意に變化せしむるを得ず、従つて、永續的であり、且つ命令者自身に依つて侵害せられない。斯くして、法律はその永續の様式(Bleibende Art)に於て、その不可侵性(Unverletzbarkeit)に於て、任意的權力と區別せられる。(十七) 而して、此の永續性、不可侵性の點に於て、法律は單なる一時的の任意的權力と異つて、人間共同社會の本質的形式、規制を爲すものであり、従つて慣習的規制に對する場合

と等しく代表的地位を有するのである。斯くして法律は『不可侵的、自律的結合意欲(或は外的規制)』(das unverletzbar selbstherrliche verbindende Wollen)なる(十八)

以上の外的規制の分類に就いて述べ來つた事を表に示せば次の如くである。



吾人は次に社會の形式としての外的規制に依つて規定され得可きもの(Bestimmbar)、即ち社會の素材(或は實質)に就いて述べなければならぬ。

第一に、社會の起原を孤立せる個人が自然との困難なる闘争に於て、自己の生存を確保し、自然力を規制せんことを目的として、相互に結合したに由來すとなす人々が往々に抱くが如く、社會の素材は單に人間を圍繞する自然並に人間の自然的生活條件のものでは決してない。斯ることは決して、社會的規制の意義でも、任務でもあり得ない。何んとなれば、社會的規制は自然法則自體を規制し、變化せしめ得ないからである。落體の法則は規制し得ざるものであつて、地球が最早物體を引き附けざるが如くにその法則を改めることは人間の能力の及び得ざる所に屬す。科學的に確定

された自然の法則を人間に依る規制の對象とし、斯くてそれに影響を與へ、變化せしめんとすることは矛盾である。

之に反して、人間は彼等が洞察せる自然の法則を自己の目的遂行の爲に利用し得る。是は技術 (Technik oder Technologie) の任務である。然りと雖も、技術それ自體は決して社會的規制に依つて規定せんとす可き素材を現はしはしない。それは事實ロビンソンに依つても行はれ得るし、又全く孤立せるものと考へられた人に取つても可能であるからである。單に明確に認識された自然法則を人間の目的の爲に有効に利用せんとする技術上の可能性を強調するのみにては、人間社會生活の本來の素材は何等與へられない。

社會生活の素材の本來の性質は寧ろ技術的利用竝に自然の有効なる支配が、外的規制の下に統一された活動に依つて行はる可き點に存する。それ故、社會生活の認識條件をなす外的規制は自然にはなく、共同生活を營み、共同動作もなす人間に向けられて居るし、一致的態度をその對象とする。

然るに凡ゆる人間の行爲、動作は自己の欲望充足を目的として居る。『従つて、社會生活の素材は欲望充足に向けられた人間の共同動作である。』(十九)

社會の秩序は自然を規制するのではなく、従つて、それは自然の合法的經過を變革し、或は自然の技術的支配の可能に影響を與へんとするのではなく、寧ろ人間の共同動作そのものを規制せんとする。斯くて、常に社會生活の素材としては人間の欲望充足を目的とする共同動作のみが存するのであつて、此の共同動作は一定に規制せられてこそ一定時間、空間の社會生活を構成するのである。

斯くの如く欲望充足に向けられた共同動作をシュタムラーは社會經濟の名を以て呼んで居る。(二〇) 従つて、彼に於ては、社會の素材は社會經濟である。

此の場合、共同動作的活動の概念と共同社會的又は共產主義的活動の概念と同一視してはならない。決して、此の概念は計畫的に直接命令する共同労働又は中央より統制された生産の觀念のみを必然的に意味するのではない。事實、最も自由競争の盛んな社會に於ても、欲望充足に向けられた共同動作が存する。何んとなれば、共同動作の概念は單に一定の欲望を充足せんが爲には、多數の者が労働竝に活動に於て結び附かねばならぬ事を意味するに過ぎぬからである。其の場合に於て、考察せらる可き人間が總て例外なく生産内部に於て、勤勉に労働するや否や、又は生産が中央から計畫的に行はる、や否や、更にその場合一定の規制に従つて同等の分前を各人が獲得するや否やは共同動作の概念に必然的に含まれるものではなく、其等の如何を問ふ必要はない。單に此の概念は多數の者の一致的關係に依つて到達さる可き欲望の充足のみを問題とする。換言すれば、人々の共同動作を必要とする社會的欲望を問題とする。

斯る意味に於ける社會的欲望の充足を目的とする人間の共同動作が社會經濟であり、社會の素材である。然し、社會的欲望の充足を目的とする凡ゆる人間の共同動作を社會經濟の名を以て呼ぶ場合に、吾人は總て斯る共同動作を社會經濟と呼び得るやと云ふ疑問を起し得るであらう。斯る疑問

は經濟學的研究を以て、所謂經濟的欲望としての物的欲望をのみ問題となす人々に依つて抱かれる。其の場合に、共同動作に依つて充足せらる可き經濟的欲望として、單に低き願望のみが問題とされ、決して高き目的は考察されないことになる。是に對して、次の點を注意しなければならぬ。

第一に、兩欲望の間に主觀的任意に依らずしては、確固たる限界を見出し得ない。吾人が高き欲望と、低き價値を有する欲望との二種類を普遍妥當に區別し得るが如き確固たる標識はない。亞麻布が衣類や、天幕や、帆に用ひらるゝ場合にのみ、亞麻布の工場が經濟學に屬す可きであつて、其等が畫家に依つて、名畫を繪く爲に購入された場合には屬さないであらうか。吾人は大體に於て云ふならば、肉體的存在の本源的衝動から、自然の科學的支配へ、凡ゆる精神生活の修養へ、完成せる技術へ、藝術へ、就中善の意識的追求への階段を觀念し得るであらう。然し、是等總ては社會生活を實行する上に於て合一して居る。二つの嚴格に區別された欲望、即ち其の内の一は社會經濟に依つて、一方は他の不明なる共同動作に依つて充足せらる可き二種類の欲望を吾人は明瞭に意識し得ない。社會生活の素材は凡ゆる共同動作に依つて充足さる可き欲望を含む。

第二に、斯る區別は所謂人間の最少限の生活に關聯することに依つても得られない。斯る最少限は人々に依つて、又時代を異にするに従つて、非常に相違するが故に、普遍妥當なる限界を與へはしなす。

第三に、法律に依つて、雇傭契約に對し高き種類の被傭と他の勞働供與との間に區別がなされる。是と雖も、單に法律適用上の便宜に過ぎぬのであつて、決して欲望の先天的に可能なる區別ではな

§ 111

斯くて、社會の素材は社會經濟であり、それは凡ゆる社會的欲望の充足に向けられた共同動作であり、常に社會の形式、即ち外的規制に依つて規制せられ得可きものである以上、社會經濟は人々が往々にして混同する技術と全く異つた認識條件の下にあるのみならず、又從來の經濟學者が國民經濟或は社會經濟現象の研究の出發點となせる個人經濟或はロビンソン經濟と嚴密に、且つ全然相違せる認識條件の下にある事を注意するに至るであらう。

第一に、社會經濟と技術との認識條件、考察方法の相違より述べよう。ユングフラウの登山鐵道の計畫には、その實行可能の自然科學的研究、竝に技術的考察が基礎に横はる。然し吾人は第二に、全く獨立にスミス竝にベルンの憲法、行政上から云つての困難を考へなければならぬし、企業家の収益や、株式發行の可能性や、投下資本に對する配當等を考慮しなければならぬ。一方に於ては、自然竝にその技術的支配が考察の對照をなし、他方に於ては、人間の規制せられた關係が問題となる。然し、鐵道の自然的技術的可能性は法律的規制に依つて影響されない、と云ふのは、斯る事は全く不可能であるからである。寧ろ、一定の規制せられた社會經濟を適用し、實行すること竝にその規制の基礎の上に秩序附けられた關係を設立することの可能性が問題である。自然力と云ふ考察對象と規制せられた關係と云ふ考察對象とはその種類よりして全く異つて居る。事實がアルプス登山鐵道の實行の技術的可能性と社會的可能性とが存する。然し、後者は技術的可能性ではなく、その技術的可能性は法律に依つて因果的に決定されないであらう。寧ろ、社會的可能性は獨自のもので

あつて、特種な独自の認識對象として把握する可き、規制せられた共同動作に基礎を置く。されば、總て人間の欲望充足の爲の共同動作は自然的可能性から考察され得るか、或はその一定の規制の基礎の上から考察され得るかする。社會經濟の社會的考察を任務とする經濟學は、常に單なる技術的考察と異つて、當該共同動作の規制と云ふ認識條件の下に於てのみ専ら研究す可きである。

第二に、社會經濟は個人經濟と全く異つた認識條件の下にある。全く孤立せるものと考へられた個人の欲望充足に向けられた活動としての個人經濟に於ては、吾人は根本概念、原則として單に自然科學並にその上に構成された技術のそれを使用す可きである。一般に技術的、自然科學的考察以外には存し得ない。それは生理學或は個々の心理學に依つて説明せらるゝ單なる自然的考察の集合に外ならぬ。凡ゆる孤立せる人間の欲望並にそれが充足の考察は斯る條件の下に止まる。孤立して經濟を營む人間は如何にその欲望を充足し得るか、又は技術上低き或は高き發展階段がその場合生じ得るかの問題は自然科學的洞察並にその上に立つ技術の一般的認識條件の下にある。

然し、孤立せる經濟に對立して、社會經濟が觀察され、獨自なものとして考察せらるゝや、それは人間の共同動作の外的規制と云ふ新たな必然的條件の下にある。従つて、吾人は最早、生理的に心理的に説明す可き孤立せる個人の欲望及びその欲望充足の爲の正しき技術を對象とするのではなく、寧ろその一定の規制に従つて生ずる特種の共同動作を對象とする。斯くしてのみ、既に述べた如く、人間の社會的共同生活を獨自の對象として把握し得るのである。外的規制と共に、新たな對象として、規制された人間關係が組織せらる。個々の人間の欲望、並にそれが充足の技術上適當な手段に關する理論は無關係に並存し、即ちそれは自然科學的基礎の上に獨自の考察をなし、獨立せる特殊の理論を有す。然し、之に反して社會經濟の社會的考察を目的とする經濟學は、人間の社會的存在をその特性に於て考察しなければならぬのであつて、即ち欲望充足に向けられた共同動作をその事實與へられた外的規制の特性に於て考察しなければならぬ。

従つて、吾人は全く孤立せるものと考へられた人間の欲望充足としての個人經濟と、規制せられた人間の共同動作としての社會經濟とを、一つの統一的上位概念としての抽象的經濟 (Wirtschaft in abstracto) の下に合一し、前の二つを直接同一對象の細別と看做すことは事實不可能である。故に、斯く全く異つた認識條件の下にある個人經濟より社會經濟を説明せんとする企や、個人の自然的、技術的原則としての最少勞費に依る最大効果の獲得と云ふ所謂經濟の本則から社會經濟を説明せんとすることは矛盾である。

斯くて、眞に社會科學の一部門たらんとする經濟學、即ち政治經濟學、國民經濟學、社會經濟學の正しき出發點は抽象的經濟の概念ではなく、寧ろ社會生活の概念である。社會生活は吾人が既に述べた如く外的に規制せられた人間の共同動作である。それに於ては、法律的或は慣習的性質を有する規制的形式が、欲望充足に向けられた人間の共同動作と云ふ規制せられた素材と區別されなければならぬ。國民經濟學は後者、即ち社會生活の實質を取扱ふ。而して、斯る共同動作は社會的のものとしては、一定の外的規制の下に於て初めて現はれ、即ち社會生活の單なる形式の考察を正に缺き得ざるが故に、國民經濟學の對象としては一定の規制せられた、人間の欲望充足に向けられた

共同動作の具體的構成が存する。(一一三)

最後に一言す可きことは、人々が往々社會の經濟的要素に對して、政治的要素を對立せしめて居る點である。即ち、以上に於て社會の形式を外的規制(その代表としての法律)なりとし、その素材を經濟なりとしたが、猶ほ人々が屢、此の二つの概念に對立せしめる政治の地位は如何にあるかの問題が生じて來る。

明かに、規制せられた共同動作には、その社會生活を構成する所の規制を正しく維持し、有効に遂行し、且つそれが改善に努力す可き、任務が屬して居る。人間の社會生活はその概念に従つて、統一として理解す可きである。凡ゆる共同動作は外的規制の下に纏つた統一せる全體に結附いて居る。經濟生活と政治生活とは相互に獨立して、竝存するものではなく、寧ろ兩者は人間社會と云ふ同一統一の一部である。然し、習慣的に經濟的活動と政治的活動、經濟的關心と政治的關心との間になさるゝ區別は奈邊に存するかが問題とされる。明かに、その區別は個々の社會員が特に遂行せんとする具體的目的に存するのである。即ち凡ゆる共同動作はそれを正しく維持し、遂行せんが爲に外的規制を必要とするのであつて、共同社會の確保に向けられた活動、竝に社會生活の外的規制を正確に遂行し、更に改善せんとする努力は特に政治的或は公的活動の名を以て呼ばるゝのが常である。是に反して、より直接に生命保持に必要なる、有效なる財の生産を目的とする活動は總て狹義に於ける經濟的活動と考へられる。

此の場合注意しなければならぬ點は、凡ゆる社會生活は統一とし理解す可きである事と、凡ゆる人間社會の個々の現はれは統一的に結附いて居ると云ふ概念が社會生活の科學的研究に取つて第一の原理であることである。凡ゆる社會的規制は欲望充足に向けられた人間の共同動作を素材に持つ。斯く規制せられた共同動作の内にて、種々の具體的目的に従つて個々の區別がなされるのであつて、個々の社會員が特に社會的規制の確保、改善を目的とせる場合には政治的活動が存し、特により直接に財貨の生産を目的とせる場合には狹義の經濟活動が存するのである。然し、夫は吾人が特に一方か或は他方に注意を向ける場合にのみ存する一時的區別に過ぎない。吾人は單に絶對的に統一せる人間社會の一つの特種な現はれを見て居る事を前提として居る。(一一三)

- (一) Stammer, W. u. R. S. 81.
- (二) ebenda. S. 82.
- (三) ebenda. S. 85.
- (四) Stammer, „Rechtsphilosophie.“ S. 72.
- (五) Stammer, „Rechtsphil.“ S. 66. „Rechtswissenschaft.“ S. 46.
- (六) Rechtswiss. S. 47.
- (七) Rechtswiss. S. 47.
- (八) Rechtsphil. S. 66.
- (九) ebenda. S. 69.
- (一〇) W. u. R. S. 97-98.
- (一一) vgl. ebenda. S. 116.

- (一一) Rechtsphilos. S. 82.
- (一二) ebenda. S. 84-85.
- (一三) vgl. W. u. R. S. 125.
- (一四) ebenda. S. 117.
- (一五) vgl. Rechtsphilos. S. 86.
- (一六) vgl. Rechtsphilos. S. 88-89. W. u. R. S. 482-484.
- (一七) Rechtsp. S. 89. W. u. R. S. 483.
- (一八) W. u. R. S. 127.
- (一九) ebenda. S. 129.
- (二〇) vgl. W. u. R. Kap. 26. Rechtsphilos. S. 108-109.
- (二一) W. u. R. S. 146.
- (二二) vgl. W. u. R. Kap. 29.

三

吾人が社會生活の概念に於て、規制する形式を規制せられた實質から區別した場合に、事實斯る事は抽象に於てのみ、批判的反省に於てのみ可能であつて、現實に於ては凡ゆる社會的考察に對して、形式と實質の兩者は常に不可分に現はるゝ事を決して看過してはならないのである。宛然も、カントに於て、認識の感性与悟性は批判的反省に於てのみ分離せられ、現實に於ては常に不可分に現はれ、従つて、『直観なき概念は空虚であり、概念なき直観は盲目である』如く、『規制せられた素

材なき規制は空虚であり、共同動作の一定の規制の概念なき社會經濟の概念は混亂である。』(一)斯くて、シュタムラーは事實としての社會生活に於ては、常に形式と素材、外的規制(特に法律)と社會經濟は不可分の統一として現はるゝ事を主張する。即ち、『社會生活の一元論』(Monismus des sozialen Lebens)を主張する者である。蓋し、『一元論の要求は凡ての經驗し得ることを合法的關係の統一に於て認識することであつて、決して單なる、恐らく實現不可能な認識の理念としてではなく、寧ろ科學の根本法則として認めらるべきである。』(二)社會科學の根本法則としての社會生活の一元論をシュタムラーは次の如く定義して居る。『私は社會生活の一元論の下に、單に社會科學の對象の統一性——それ故、法律秩序と社會經濟とは専ら同一對象の形式と素材として目す可きであり、或る相互作用に於て見出さるゝが如き二つの獨立して存在するものとして目す可きではない——を理解するに止まらず、又その下に於ては實際、人間社會の凡ゆる運動、従つて現はれ、作用する所の法律變化の決定的根據さへも、同一の法則に於て認識されると云ふ意味に於ける社會生活の統一を理解する。』(三)

先づ、社會科學の對象の統一性より述べやう。法律と經濟との關係を現はすに、人々は屢々『類似の、近しき關係にある』とか、『人間の文化生活の異つた領域間の關係』だとか、或は『相互作用の關係にある』とかの言葉を以て表はす。然し、是等は總て法律的規制の社會經濟に對する關係を因果作用の關係として目し、原因と結果の見地の下に持ち來さんとするものであつて、不適當である。何となれば、是等は法律と經濟の兩者を二つの獨立した、相互に對立して存する對象として前提する

からである。事實に於ては、寧ろ法律と經濟は社會的考察に取つては、單に同一對象に必然的に結び附いた二つの要素に過ぎない。

法律は獨立の社會的共同生活に對立し、それに一定の様式に於て作用するが如き獨立の存在ではなく、寧ろ總ての法律的規制の内には、常に必然的にその下に立つ社會經濟の規制が存する。その内容として、人間の社會的共同動作の一定の規制を含まざるが如き法律規則はない。法律は人が着る着物や、或は其處に住む爲に入つたり、又出たりする家の如き社會經濟を圍む獨立の存在ではない。法律そのものは既に述べた如く、社會經濟の規制を目的とする人間意欲の一種に過ぎない。然し、吾人が法律を更に獨立に存する社會經濟に外部から附け加はり、それに因果的に作用する獨自のものご考へやうとする限りに於ては、法律は全く空虚であり、意義なきものとなる。法律的意欲はそれに依つて社會的のものとして可能ならしめられた人間の共同動作に對して、規制的關係にある場合にのみ意義と内容とを持つのである。

それ故、總ての法律規制は内容上自から人間共同動作の一定の規制を含むのである。其等の法律規制は合して、各時代に於ける一定の法律の統一を構成し、一定の社會經濟の全規制を與へる。然し、其等は時間的に云つて先づ獨立の存在をなし、然る後に當該社會經濟に作用するのではない。

『此の場合、因果律の範疇は全然適用されない。法律的規制は寧ろ社會生活と云ふ社會科學的研究の統一的對象の形式的側面(論理的條件)を表はし、且つ社會生活の考察に取つては、其等の法律的規制に依つて規制せられた素材、即ち當該人間共同動作そのものと結び附いてのみ與へられる。』(四)

然し、又社會經濟はその上に法律的規制が作用し得るが如き獨立の、特殊な存在ではない。社會科學的考察の見地よりする時は、常に人間欲望充足に向けられた一定の規制された共同動作のみが存する。然し、その場合社會經濟は獨立の存在として、それと對立して存する法律に依つて因果的に影響せられるものではなく、寧ろ社會的考察の統一的對象、即ち一定の規制せられた社會經濟のみが存する。斯くして、社會科學の對象は統一をなすものであつて、その要素をなす法律と經濟は孰れかゞ時間的に先存するが如き因果關係にあるのではなく、時間的(經驗的)には同時に統一として現はれ、論理的に云つて、規制するもの、規制されるもの、形式と素材の關係にあるのである。

第二に、社會科學の對象をなす一定の社會生活が統一をなして現はるゝのみならず、その社會生活の變化、發展に於ても、その要素をなす法律と經濟の變化、發展は同時に、統一的に、同一法則の下に行はれる事を述べなければならぬ。法律と經濟の變化、發展過程は形式論的マルクス主義者の解する如く、先づ生産技術の變化が起り、それが自然的必然性を以て經濟を變化し、更に經濟が法律の變化を惹起するが如き因果關係に於て行はるゝのではない。生産技術は人間社會の發展を考察するに際して重要なものではあるが、直接それが必然的に一定の經濟と法律の變化を惹起するのではなく、寧ろ先づ從來存する社會的規制の下に於て利用せらるゝのである。其の場合、第一に常に一定の規制せられた社會現象のみが現はれるのであつて、それ故、變化はその新たな技術を利用する、一定の規制せられた社會生活の具體的實行に於て行はれる。蒸氣臼は手臼を持つ社會經濟に對立した資本家を伴ふ社會を直接造り出しはしないのであつて、寧ろ、その發明が一定の法律秩序

の下に生産的に利用せられ、斯くて一定の法律關係の集團現象が現はれ、其等の多數の現象が後に從來の社會秩序の變革を惹き起し得るに至るのである。従つて改良された技術と社會秩序の變化との間には決して直接の關係はなく、寧ろ兩者の關係は技術を事實利用する一定の規制せられた社會現象と云ふ媒質に依つて初めて存するのである。單なる自然の支配の可能性としての技術は現存の法律秩序の變化に決定的影響を與へるものではなく、寧ろ一定の規制の下にある社會に實際利用せられた技術が影響を與へるのである。例へば蒸氣機關の發明は必然的に資本主義經濟と、それに適應する法律秩序を造り出したのではなく、生産手段に對する私有と、雇傭契約の自由とが認められた社會的經濟秩序の下にそれが利用されたればこそ資本主義の發展とそれに適應する法律秩序を造り出し得たのである。

斯くて、法律の變化は技術から生ずるのではなく、社會經濟の運動から生ずるのである。一定の欲望充足の可能性たる技術が直接法律の變化を惹き起すのではなく、寧ろそれが從來の秩序の下に利用され、斯くて實現された、規制せられた共同動作の特殊な様式が之を惹き起すのである。何んとなれば、常に社會生活は一定の規制せられた人間社會として理解せらるゝが故に、規制が變化するには、一定の規制せられた社會現象が存し、それがそれ自體を從來構成して居つた規制の變化を要求するに至らねばならぬ。即ち、技術は直接社會的規制に決して影響を與へない。

斯くて、新たに改良、發明された技術が從來の一定に規制せられた社會經濟に利用せられ、斯くて生じた社會的經濟現象が發展することに依つて、その社會的經濟現象そのものを可能ならしめて居つた從來の社會的秩序を變革する決定的基礎が成立するのであつて、その社會秩序の變化すると共に、その社會的經濟現象も消滅して、新たに異つて規制せられた社會的經濟現象が生ずるのである。されば『社會生活の素材そのもの、運動はその社會生活を條件附ける形式的規制の變革に突き進む運動であらねばならぬし、従つて人間社會の凡ゆる發展は統一的過程に於て行はれ、同一の認識條件の下にある唯一の社會的經驗に於て、且つ統一的法則を以て理解されんとすることは正しいことである。』(五)

斯くて、吾人は社會科學の對象をなす社會生活の統一性——形式と素材、法律と社會經濟が現實の直接經驗に於て同時に不可分の要素として現はるゝこと——とその社會生活の發展過程も統一的法則の下に行はるゝことを知つた。且つ之が社會科學の根本法則として、シニタムラーの主張する『社會生活の一元論』の意義である。

斯く社會生活を構成する法律と社會經濟の二要素は直接經驗に於ては、同時に統一して現はるゝも、吾人は其等を抽象して、別々に考察し得るし、又す可きであると云ふ事は上述の事は矛盾しないであらう。然し乍ら、事實是等の二要素の科學的研究を別々に限定し得ることは、兩者夫々非常に相違して居る。

『形式の普遍的特性は獨立に科學的に取扱はれ得る點である。されば、科學として物理學は數學的形式に於てのみ可能であるが、數學は別に獨立して研究され得るのであつて、従つて社會經濟は法律を公然と、或は暗黙裏に包括せずしては取扱はれないが、法律は獨立の科學的研究がなされ得る』

後者の課題の遂行は純粹の法律理論の基礎の上にある専門的法律學の仕事である。法律學は歴史上に現はれた法律規制をその形式的存在に於て考察し、其等を明確なる概念に於て理解せんとするものである。宛然も論理學が概念の構成を研究し、直觀の多様性に對立して思惟の形式を獨立に取扱ふ如く、法律學は規制の形式を獨立に述べるのである。

社會生活の素材即ち社會經濟の場合には法律の場合と全く異つて居る。社會生活の形式としての法律は規制せられた素材から全く抽象して、別に研究され得るも、社會經濟の場合には同様に行はれ得ない。その科學的研究に際しては、寧ろ常に一定の規制せられたものとしての共同動作が、その下に現はる、所の特殊の形式に必然的に關係せざるを得ないのであつて、此の事は實際、時には觀察者に取つて明瞭に意識されないこともあらう。『凡ゆる國民經濟學的研究、從つて國民經濟の社會的考察には、全く不可避的に此の具體的法律規制が當該國民經濟學的概念並に法則の論理的條件をなすと云ふ意味に於て、一定の法律的(或は慣習的)規制が基礎に横はるのであつて、吾人が此の一定の常に必然的に前提される規制を看過するならば、直ちに此の陳べられた國民經濟學的概念並に學説は全くそれ自體失はれて終ふ。』(七) 地代、賃銀、資本利子、或は企業家利潤等の夫々の研究は貨幣、信用、價格構成或は其他の國民經濟學的研究の諸節に對する全理論と同様に、一つの具體的法律秩序の存在に依存して居る。

例へば貨幣に就いて云はんには、或る者は貨幣は全く自然的に、何等國家權力の干渉或は命令なくして交易に於て造り出されたのであつて、商品の交換に際し、其等商品中の一つが普遍的の價値の尺度として採用されたものであり、その場合國法に依る明瞭な布告は歴史上常に認められないと云つて、上述の事に反對するかも知れぬ。然し斯る事は上述の命題に當て倣らない。何んとなれば、上述のことは特に國家的中央政府の干渉を意味するのではなく、全く一般的に人間に依つて設定された規制を意味するのであつて、近代の意味に於ける國法はその一種に過ぎないのである。吾人が取扱ふ根本的對立は人間の規則に依つて外的に規制せられた共同動作と外的に規制せられざる單なる人間の衝動生活との對立である。而して、吾人は此の場合、前者のみを取扱ふのである。單に自然法則的に考察される人間の衝動生活に於ては、貨幣の概念も、又特に社會經濟的認識に取つて特殊の意義を有する他の概念も見出されない。利子、地代並に利潤、價格更に賃銀、信用は、吾人が一定の場合前提された具體的内容を有する社會的規制を顧慮せざる時は最早何等意味を持たなくなる。『斯くて吾人の命題は一般に次の如くなる。吾人は社會生活の素材、即ち規制せられた共同動作の様式を一定の規制せられたものとしてのみ、從つて其時々々の具體的規制が條件付ける關係に於てのみ、独自の科學的研究即ち社會經濟的研究の對象に高め得るのである。』(八)

斯くして、『國民經濟學(或は社會經濟學)はそれが社會科學の帝國内の一國家として、何等奸計を廻らさずして、忠誠なる同盟を結び次第、自己の、且つ自己から引き離され得ざる、支配す可き領域を獲得する。國民經濟學は社會生活の規制の形式の敘述を抽象して別に法律學に委ねることに依つて、それには科學的研究の独自の對象として規制せられた共同動作の具體的遂行が残る。』(九)

斯くて、社會科學の一部門としての經濟學は常に規制せられた共同動作の具體的遂行をのみ對象

とするのであつて、人間社會の經濟の自然科學的、技術的考察はクニース (Kries) も云ふ如く經濟學には屬さないのである。例へば、分勞に就いて云はんに、彼のアダム・スミスの有名な留針の例、即ち二十人の勞働者が夫々一人で留針を初めから終り迄作る場合よりも、一定の方法に於て分勞を行ふ場合の方がより多くの留針が製造されると云ふが如き事は、決して社會的意義を有する國民經濟學的考察ではなく、單なる技術的考察に過ぎぬ。社會經濟現象はその下に經濟現象が行はるゝ、所地位の規制せられた様式や、生産物に對する處分權やを考察し、又その共同動作の技術的可能性に國民の厚生に對する意義に於て考察されなければならぬ。有名な二十人の留針製造人が工場所有者に依つて支拂はるゝ、自由賃銀勞働者であるか、奴隸であるか、又工場共同所有者であるか、社會主義的國家の團體員であるかの問題が社會科學の興味を興へる。即ち國民經濟學の設定する分勞の概念は技術的分勞の上に立つのではなく、一定の社會的秩序の基礎の上に立つのである。

それにも拘らず、從來の經濟學は一定の社會的秩序を度外視して、自然科學的、技術的考察を敢へてなし得ると信じて居つた。而して、此の事が經濟學に對して、就中禍となつて居るのであつて、それが斯學の體系が今日なほ不確實の状態にあることの第一の理由を興へた。從來國民經濟學を不満足な動搖に置き、且つ研究の鋭さに於て、結果の確實性に於て、屢、法律學の背後に置かせたものは斯學の若いせいでもなく、正確なる方法の傳統が缺けて居るからでも、經濟現象が特に複雑だからでもなく、寧ろそれ自身の對象に就いての明瞭さが缺けて居つたからなのであつて、その對象を

特に強調することに依つて、初めて斯學の独自の研究範圍が限定せられ得るのである。(一〇)

斯る見地よりして、シュタムラーは從來の經濟學派を批評して居る。經濟學説を設定するに際して一定の外的規制を暗黙裏に前提することは古い學派、殊にマーカントリストに對して主張され得る。彼等は政治家が出来得る限り貨幣を國內に吸収せんことを主張したが故に、人々は往々彼等が金や其他の貴金屬に就いて或る種の魔法的神秘的力を期待するかの如く考へ、誤れるものと斷定した。然し乍ら、彼等の見解は吾人が現存の社會的規制の下に於て、金に對して可成り多くのものが得られる事を前提とするならば、全く理解されるであらう。社會的意義に於ける二國間の富の比較は夫々の國に於て生ずる穀物、果實、金屬等の使用對象の存在量と當該國に於ける人間の平均的欲望との關係を問題にするのではない。何んとなれば、吾人はその場合、其の國に生ずる物が一定の社會的規制の具體的遂行の結果他の國民に屬するに至るや否やを、又例へば葡萄酒に富む、從つて自然的に富んだ地方が直接壓制的國家に屬するか、或は又國家的獨立を有するも、他の國民に債務を負ふて居るか否かは全く覺らないからである。其の場合、自然的に富む國は社會的には貧困である。本來、經濟學は社會的富を問題とする。『それ故一つの規制せられた、社會的に一般に認められた價値の尺度の基礎の上にある私有財産と私的交易の前提の下に於て、マーカントリストが富を貨幣並に貴金屬上の比較的多くの財産なりと指摘せる場合には正當である。』(一一)

フイジオクラートに就いて云はんか、彼等の缺陷は明かに富の唯一の源泉は土地なりとの公理に於て、富を規定する概念を何等詳細に考察せずして與へて居るからして、富を單なる使用財の量的

觀念と混同する危険がある點に存する。他方、如何にして國民は最も富み得るかの問題を設定したアダム・スミスも、如何にして財の價格が決定せらるゝかの問題を設定したリカードも、其他の古典派の追従者も、彼等の概念、學說の爲めに屢、導入された一定の社會的秩序の前提を拋棄しはしなかつたが、彼等は歴史上に現はれた一つの社會的秩序を以て、直ちに超歴史的、普遍的法則の設定の可能なるを信じたのである。

歴史派は古典派に反對して、經濟的發展の單純な、絶對的法則設定の可能性を否定し、社會生活の頗る複雑な事を強調し、隆盛なる國々に於て確固たる、不變的法則に従つて地代が騰貴すと云ふが如き古い經濟學說に深く疑を抱いた。然し乍ら、彼等は斯る正當なる主張をなせるに拘らず、他方に於て、一定の社會的規制の特性に依據せざるが如き國民經濟的認識を可能なりとする、支持し難き根本見解を抱くに至つた。彼等は自然的研究と社會科學との根本的區別を看過し、ヘルデブラントの如きは經濟學を人類の經濟的發展法則の理論なりとし、或は又ロッシヤの如きは諸國民が彼等の物的欲望の充足をなす際に従ふ自然法則に關する理論なりとし、一定の外的規制に依つて規定せられざるが如き、事實上全く不明な目的を國民經濟學的概念に依つて研究せんとした。斯る事は手段の社會的考察と、自然的、技術的考察との混同からしてのみなし得るのである。

事實クニースが主張する如く、經濟學には、法律學の課題と區別せられ得るし、又す可き特殊の社會經濟的考察が存するとは云へ、クニースは夫を誤れる方向に於て求めた。彼は『經濟狀態並にその發展は國民と云ふ全生活體に密接に結附いた一肢體』として看做す可きであると考へた。然し乍ら、現實に於ては國民經濟は獨自な、單に有機的に結附いた人間社會の一肢體であるのではなく、又法律や慣習も同種の他の一肢體であるのでなく、寧ろ其等は常に同時に統一として現はれるのである。批判的反省に於て形式と素材の關係に於て認識されるのである。故に、既に述べた如く、經濟學が特殊の研究範圍を有すと云つても、クニースの如く全く法律的規制より抽出された社會現象を對象とするのではなく、法律學は人間社會の法律的形式を獨立に抽象して研究し、他方經濟學は人間欲望の充足に向けられた社會的に規制された共同動作の具體的遂行を對象とする點に於てのみ相違が認められるのである。

更にシュタムラーはマルクス一派の經濟學說を批評して居る。事實、マルクスは眞に正しき見解に頗る近づいて居つた。彼は適切に資本を以て、新たな原料、労働要具、生活手段を生産せんが爲の原料、労働要具、生活手段よりなる、蓄積せられた労働なりと主張する經濟學者を批難し、其等が一定の社會關係に於てのみ、即ち市民的生産關係に於てのみ資本となるのであつて、資本は商品交換價值即ち社會的勢力の總計なる事を主張した。此の事は全く正しいが、社會的認識一般の根本的條件を明瞭ならしめ、且つ斯る必然的條件として、人間共同動作の一定の外的規制を洞察するには、猶ほ研究の歩を進めることが必要であつて、斯る認識條件の下に於て初めて資本の概念は確固たる根據を獲得し、且つ明瞭な理論が可能となるのである。マルクスに至る處に於て繰返して云ふ『一定の關係』とは法律上の一定の關係であり、特に構成された法律關係であり、且つ彼の所謂『社會的勢力』は外的規制に依つて存する關係に全く依據するのである。

彼は經濟學批判序説に於て、生産關係の總體は社會の經濟的構造を形成し、法律的上層建築がその上に立つ眞の土臺を成すと云つて居るが、社會的生產關係は一般に全く一定の法律的規制の外部には存在しないが故に、全く不適當である。然し彼がブルードンに反對して、生産關係に於ては財産關係の具體的遂行が問題であると主張した場合には正しいが、『財産關係の上』に存する法律的上層建築の比喩はそれ自體否定され、批判されねばならぬ。何んとなれば、總て財産の概念はそれを先づ構成する法律的規制の條件の上のみ存するが故である。

然し、マックス・アドラーの解釋に従ふ時は、マルクスの下層建築も上層建築も共に精神的のものであるとし、斯る精神的紐帯に依つて其等を統一的全體に結び附けんとする。(二二) アドラーの如き解釋に従ふならば、マルクスの唯物史觀は社會の精神的一元論(二三)を主張する事になり、シュタムラーの社會生活の一元論と頗る類似すと雖も、アドラーは猶ほ精神的統一體内に於て、經濟關係竝に法律關係を独自の肢體と考へ、其等之間に相互作用を認め、前者は後者を因果的に(時間的經過に於て)決定する事を主張する以上、決して現實の經驗に於て、法律と經濟とが直接同時に統一して現はるゝことを主張するシュタムラーの社會的一元論と一致しはしない。更に又、アドラーはマルクス主義の社會概念を個々の個人自身に存する社會化活動であり、各個人が独自の勝手な個人活動をなさんとする時は強制を感じるのであつて、社會一般は強制組織であり、従つて社會化活動の一現象形態たる經濟關係にも強制が存すると主張する點に於て、アドラー流の解釋に依る強制的經濟關係とシュタムラー流の欲望充足に向けられた外的に規制せられた共同動作との兩概念は頗る

類似すと雖も、アドラーは強制組織としての社會一般の概念をカントの先驗的純粹意識、殊に純粹意識より導き出し、マルクス主義にそれとの類似を見出さんとしたものであり、之に反しシュタムラーの外的に規制せられた共同動作としての社會一般の概念は直接純粹意識からではなく、結合意識からしてのみ導き出したものであり、本質に於ては決して同一ではない。(二四)

斯る諸點よりして、序論にも述べた如く、筆者はデール、モンベルト等の如く社會的法的經濟學派の史的發展の内にマルクスを入れることを拒否するのである。

更に、シュタムラーはワグナーを批評して居る。事實、ワグナーは國民經濟學的考察に對する法律の意義を強調はしたものの、猶ほ經濟學の眞の對象に對する明瞭さを缺いて居た。彼は國民經濟が有機體として、決して單なる自然的構成ではなく、寧ろ國家竝に法律秩序に依つて影響せらるゝものであると云つて居る。然し、法律の根本的地位に就いて、ワグナーは次の如く考へて居る。國民經濟は四つの要素からなる歴史的所産であつて、第一に個人的竝に國民的要素、第二に自然的、地理的要素、第三に技術的要素、第四に法律的竝に政治的要素が考察されなければならぬ。且つ彼は他の場所に於て、より正當に最初の三要素を技術の概念に包括することに依つて、『技術と經濟と法律との間に於ける内的相互關係』の存する事を研究せんとした。

是に對して、次の事を記さなければならぬ。第一に、ワグナーに依つて與へられた人間の社會經濟生活の分析に於ては、法律的規制の形式的意義が明かにされて居ない。單に社會經濟は技術と法律と云ふ要素の所産なりと云ふだけでは事實の真相を科學的に明かにしはしないのであつて、斯る限

かに於ては、法律秩序が社會生活の形式を與へ、技術的に可能な人間の共同動作は社會生活の規制せられた素材を與へると云ふ事は明瞭に、確實に認識されはしない。ワグナーが法律に並んで、猶ほ慣習(Sitte)を述べて居る場合には、吾人は上述の事からして、彼の所謂慣習は慣習的規制(Konventionale Regelung)として法律と共に外的規制と云ふ上位概念の下に統一され、且つ外的規制に對して法律が代表的地位を占むる事を知るであらう。

第二に、ワグナーの叙述では社會經濟の概念は不明瞭である。何んとなれば、彼は技術と、經濟と法律との並存的地位を述べ、同一の價値を有する人間共同動作の三様の考察方法に就いて述べて居るからである。彼は所謂經濟の本則(最少勞費、最大效果)を適用することに依つて、經濟に到達せんとし、従つて經濟學は欲望充足に向けられた人間共同動作の經濟的(最少勞費、最大效果的)遂行に關する理論となる。然し乍ら、既に述べた如く、欲望充足に向けられた人間の共同動作は技術的に考察されるか、——その場合には自然科學的考察が存する——外的に規制せられたものとして考察されるか——この場合には社會科學的考察が存する——であつて、決して論理上、先づそれ以外には考察されないものであつて、若し技術的關係に於ても、外的に規制されたものとしても考へられざるが如き人間共同動作の概念を捉へ來つて、直接それが經濟的(最少勞費、最大效果的)であるか、不經濟的であるかを判断し得ない。斯る判断は、先づ技術的にか社會的にか考察されて、初めて下し得るのである。斯くて、ワグナーが社會科學の一部門としての經濟學を直接經濟の本則より導かんとする點に於て、事實他の點に於ては經濟學に對する法律的規制の意義の重要性を強調したにも拘らず、誤つて居る。斯る點よりして、筆者は彼を社會的法的經濟學派の眞の方法論上の建設者として否定するのである。

(一) W. u. R. S. 155.

(二) Matorp, „Einführung in die Psychologie“ 2 11 S. 73.

(三) W. u. R. S. 307.

(四) W. u. R. S. 213.

(五) W. u. R. S. 327.

(六) ebenda. S. 155.

(七) ebenda. S. 178.

(八) ebenda. S. 179.

(九) ebenda. S. 185-186.

(十) ebenda. S. 180-181.

(十一) ebenda. S. 188.

(十二) vgl. M. Adler, „Die Staatsauffassung des Marxismus“ S. 88-89. Zusatz.

(十三) vgl. M. Adler, „Verhandlungen des Vierten Deutschen Soziologentages am 29 u. 30 September 1924“ S. 189.

(十四) 拙稿、三田學會雜誌、第二十二卷第七號參照、殊に最後の節

四

總て科學は法則の設定を課題とするものであり、法則を設定するには、論理上人間意識の統一を、カントの所謂『自意識の先驗的統一』又はシユタムラーの所謂『統一的秩序一般の可能性』(I)を前

提しなければならぬ。何んとなれば吾人の意識が多様な經驗を統一的に秩序付けることに依つてのみ、法則は成立し得るからである。

然し、意識内容の秩序は専ら知覺(Wahrnehmen)に於てのみ生ずるのではない。知覺の王國に竝んで意欲(Wollen)、目的(Zweck)の王國が存する。其等の孰れもそれ自體完結せる吾人の思惟世界の一領域を意味するのであつて、その隔離は一定の無條件的、統一的様式に従つてなされるのであつて、その様式に於て吾人は自己の思惟を秩序付けるのである。従つて此の二つの王國の區別は根本的秩序原理に適應する區別であつて、其等の根本的秩序原理は共に等しく理解を條件付ける方法ではあるが、二つの獨立の考察の根本的様式から導かれ、且つ決して吾人の意識を規定する共通の方法に合一しないものとして區別せらるるのである。

知覺は對象の生成(Werden)を研究し、意欲、目的は對象の實現(Bewirken)を研究する。前者は原因と結果の思惟形式に従つて秩序付け、後者は目的と手段の觀念に従つて規定する。前者は生じ來る變化をその時間的經過に於て、先のことによつて後のこと規定され、且つ後ことは必然的に先に生じたことに従つて現はれ來ると云ふ風に理解する。後者は丁度之とは反對に行はれ、且つ時間的に云つて後のこと(目的)を時間的に云つて、先のこと(手段)に對して規定のならしめる。兩者は一定の印象を統一的に理解し、且つ多様な吾人の思惟内容を夫々根本的様式に於て相互に配列する所の等しき價値を有する方法である。従つて、知覺も意欲も吾人の意識内容の窮極の形式的方向である。

然し乍ら知覺と意欲の區別は實際根本的なさねばならぬのであつて、従つて兩者は論理上相互に等しき價値を持つのである。實際、現象の科學的研究に際しては、常に吾人の思惟の洞察と、判斷のみが問題となるのであつて、自然法則は要するに吾人が意識内に於てなす知覺を統一的に規定することに外ならぬのである。斯る知覺を秩序付ける形式的方法には、吾人の目的觀念を等しく規定する様式は屬さないのである。反對に、目的内容を統一的に秩序付けるには、知覺を理解する規定的様式は用ひられないのであつて、それは獨自の方法に於て規定されるのである。

従つて意欲は或る力として理解する譯にはいかない。何んとなれば、斯る作用する力と云ふが如き觀念が導かれるならば、吾人は原因と結果の問題を取扱ふことになり、總て斯る考察は知覺科學となり、目的内容の統一的考察とはなり得ないからである。將來の對象を原因なりとして終ふことは寧ろ目的の觀念を否定することになるのであつて、目的の觀念を批判的に基礎付けられた方法に於て捉へ、且つ目的觀念を獨自な科學的方法に於て捉へなければならぬ。

それ故、意欲は統一的に限定された意識内容の一種を意味する。此の場合、それは對象を單に生成するものとしてではなく、正に實現す可きものとして觀念する特徴を持つ。

この事からして、更に次の事が生ずるのである。即ち知覺と意欲は對象並にその特徴に従つて區別されるのではない。一つの對象の觀念は或る印象の統一的理解の觀念に外ならぬのである。吾人は對象を孤立させて考へるならば、知覺と意欲の區別は何等なされない。吾人が多數の對象を相互に關係させ、且つ時間上の相互依存の様式を設定する場合に於て初めて、必然的に二種類、即ち知

覺と目的に區別がなされるのである。されば統一的に規定された意識内容を意味する對象が知覺意欲を區別するのではなく、寧ろ其等對象相互の時間的結合の種々なる様式が之をなすのである。斯くて此處に考へ得らるゝ二つの獨自な可能性、即ち先のものが後のものを規定するか、或はその反對が考へられるのである。

後の可能性に於ては、先のもの(目的)が後のもの(手段)を規定する。手段は現在に於て採らるゝ對象であり、且つその特性に於て、正に實現される可き對象たる目的に依つて規定せらるゝ。現在採らる可き手段は正に到達されんとする目的に依存して居る。此の目的に取つては多くの可能性(手段)が存し、其等の内の一つが選擇されねばならぬ。此の選擇される可き對象は目指された結果を齎す可きである。此の事が可能となるには、正に採らる可き手段が考へられ、且つその手段が作用しなればならぬ。此の事は原因の形式に於てのみ可能である。従つて手段の概念に於ては、正に實現する可き原因と云ふ觀念がその規定的標識である。故に吾人は簡單に手段は正に選擇する可き原因であると定義し得る(二)。

此の場合、原因として採らるゝ對象が選擇されなければならぬ事に注意しなければならぬ。さて、その對象は現在から將來に作用する。此の事が到達されると、既に到達されたことは更に新たな目的の爲の新たな原因或は手段として用ひられる。然し此の場合に於ても、單なる原因と結果が必然的に問題とされ得るのではない。寧ろ常に新たな目的、努力が生じ、それに對して再度手段が規定されるのである。從來の手段に依つて到達された目的は新たに選擇に置かれ、且つ再度現在のことが將來のことに依つて初めて規定されるのである。

従つて、吾人は原因、結果の思惟形式に従つて考察する可き現象の生成の考察に竝んで、因果關係から全く自由な實現の考察が存すと云ふのではない。吾人の考へは之とは全く反對である。吾人の知覺對象たる凡ゆる生成は例外なく必然的因果作用の様式に従つて秩序附けらる可きである。或る知覺された事象を統一的に理解するには、之を置いては他に吾人の知覺的意識内容を科學的に、即ち無條件に統一的に規定することは出来ないからである。

目的觀念を根本的な獨自な思惟内容なりと強調したからと云つて、決して知覺世界の二元論を主張するのではない。此の場合、吾人は經驗の世界を二つの因果系列に分ち、その一つは一般の連鎖に於て生じ、他は自由なる、理解し得ざる様式に於て理解さるゝとなすのではない。因果系列は時間上の必然的秩序ではあるが、吾人の知覺を理解する獨特の秩序として唯一の時間を與へるに過ぎぬのであつて、従つて二重の因果系列は考へられないと云ふ事は批判的哲學者に依つて、屢々指摘されて居る。常に知覺を秩序附ける唯一の最高の方法のみが存するのである。

斯るが故に、因果律を機械的と心理的とに分つたり、或はイェーリング(Hering)の如く目的の概念を心理的因果律の名を以て呼ぶことは全く不可能である。(三)因果の概念を以て呼ぶる、秩序原理は唯一、同一のものである。正に心理學に於ける生起的考察は自然科學的考察として考る可きであるが故に、目的設定に向けられた意識内容たる意欲の觀念を外面上特殊な心理的因果律の名を以て呼ぶは不適當である。意欲は因果的に理解さるる生成の問題に竝んで、正に實現する可き對象、即ち

目的の觀念を追求する場合に於て初めて生ずるのである。されば、吾人は意欲の觀念を伴ふ二種の因果的考察を導びくのではなく、唯一の統一的因果的考察に對立して、全く獨立の獨自の目的觀念を一方に置くのである。

蓋し、吾人は目的に依る手段の規定と云ふことに依つて現はさるゝ意欲の觀念を持ち、意欲を事實として、即ち明瞭に認識し得る意識内容として持つて居る。事實、意欲を否定せんとし、目的の觀念を全く認識し得ざるものとし、選擇の觀念を總て持ち得ざるものとする者はないであらう。吾人の知覺的意識内容は意識の全内容ではなく、後者の一部に過ぎないのであつて、それと竝んで目的と選擇、目的の設定と追求との觀念が存する。

事實、吾人は意欲の觀念を持つし、且つ吾人の意欲的意識内容を體系的に無條件の統一的様式に於て秩序付け、それを根本的の等しき方法に従つて規定し、批判することが出来るのである。

吾人は自然なる名辭の下に時間空間に現はるゝ知覺の總體を理解する。其等總てを無條件の統一的原理に従つて秩序付けることは自然科學の課題である。然し自然に關する科學と吾人の全意識内容の統一化とは同一ではない。前者は單に後者の一部を示し得るに過ぎぬ。吾人はそれと竝んで意欲、目的を無條件的統一原理に従つて秩序付けることを課題とする目的科學 (Zweckwissenschaft) を設定しなければならぬ。然らば、如何にして目的科學は獨自な、完結せる方法に於て可能であるか。

總て科學は吾人の意識内容を無條件の最高見地よりして秩序付け、法則を設定せんとするものである。宛然も、眞理たらんとする個々の科學的經驗は可能なる認識の普遍的法則に依據する如く、正しき個々の目的設定は總て最高の目的論的法則に依つて條件付けられるのであつて、従つてその最高法則は凡ゆる目的設定に對する窮極の普遍妥當なる統一を意味する。

總て吾人が達せんとする目的の設定は常に經驗的に與へられた素材と、目的設定者の特殊な状態から生ずるのであつて、その目的設定並に、手段の選擇には多くの可能性が存する。然し、是等目的の下に、吾人は宛然も或る知覺に對して眞であるか否かを區別する如く、正當であるか否かを區別する。然し、正當な目的設定と正當な選擇とはその特殊な場合に於て、目的論の普遍妥當なる法則に適應するものである。或る目的設定が正當なる事を證明するには無條件に妥當する様式が必要なのであつて、それは合法的な、客觀的に正しき目的設定の形式的の普遍的條件を與へるものである。吾人は斯る具體的目的内容を決定し批判する方法を窮極目的 (Endzweck) の名を以て呼ぶ(四) 正に實現せんとす可きものとして觀念せらる意欲は、その對象を既に認識せられた經驗の外部に、即ち因果的に必然なる事象經過の外部に設定するが故に、意欲の法則は單なる因果律を以てしては説明し得ざるものであり、従つて合法的、即ち客觀的に正しき意欲を決定するには無條件的窮極目的と云ふ目的論的根本原理が必要となるのである。

又、凡ゆる特殊の目的設定は必然的に他の目的の手段として現はれるのであつて、後者は再び他の目的の手段となる。それ故、凡ゆる特殊の目的の觀念には自づと一つの目的から他の目的への前進が存し、終にはそれ以上進み得ざる最高の目的に達する。斯る目的は吾人が目的論の根本法則と

呼ぶ所の凡ゆる特殊目的の最高の、普遍的統一である。

此の無條件的窮極目的は決して經驗に於て完全に現はるゝものではない。何んとなれば、斯る目的は凡ゆる可能なる目的設定に妥當するが故に、其は個々の目的設定者の特殊な状態から生ずる内容的に規定された凡ゆる目的を無條件の統一的様式に於て秩序付け、批判する普遍妥當なる形式的な方法に外ならぬからである。

従つて斯る統一は目的設定者の主觀的目的から自由ならしめられた、客觀的に正しき目的追求の内に存するのである。故に、目的設定に關する此の法則は凡ゆる經驗的目的設定と一致するのではなく、客觀的に正しき目的設定の普遍妥當なる法則たらんとするものである。

斯くの如く、シュタムラーは人間の意識内容を知覺と意欲に分ち、其等は共に等しき價值を有する全く異つた領域を構成し、夫を異つた無條件の最高原理、即ち因果律と目的論に従つて秩序付けらるゝものであり、従つて知覺を因果律に依つて秩序付ける事を目的とする自然科学に就んで意欲を目的論に従つて秩序付ける事を目的とする目的科學を設定した。

此の目的科學は既に前章に於て述べた意欲の形式的分類に従つて、即ち『分離せる意欲』(getrennte Wollen)と『結合意欲』(verbindende Wollen)とに従つて、前者の目的論的研究を倫理學となし、後者の研究を社會科學なりとして居る。従つて、結合意欲即ち外的規制それ自體の抽象的研究を課題とする法律學は勿論のこと、結合意欲、即ち外的規制の下に人間欲望の充足に向けられた具體的共同動作の研究を對象とする經濟學も目的科學に、即ち目的と手段との合法的關係に於て目的論的に考察されなければならぬ事になる。

故に、シュタムラーは次の如く云つて居る。『社會經濟は統一せる努力からなる。此の場合に目指された目的が問題となるのであつて、且つ此の目的を達する爲めには如何なる手段が採らる可きか問題とされる。之に反して、人間の社會的活動は、何等人間の努力及び考慮、選擇の觀念なしに現はるゝが如き知覺せられた自然現象の總體ではない。それ故、社會經濟は目的觀念と云ふ條件の下に立ち、且つそれに従つてのみ科學的に認識され得る活動である事を確認しなければならぬ。斯る事情に於て、目的と手段と云ふ秩序にある認識條件から離れず、且つ社會經濟の内容たる結合せられた努力の内容を單に自然科学が物質的知覺を秩序付けるが如き方法に従つて考察せんとせざる限り、斯る事は殆んど自明の理たり得るであらう。……それ故、社會經濟上の問題の科學的認識はその本來の基礎に於て目的科學に屬する。』云々。

斯くの如く、シュタムラーは經濟學の目的科學なる事を主張するとは云へ、彼が法律學の目的論的研究を『Theorie der Rechtswissenschaft』(2. Aufl. 1923)に於て詳細に展開したと同様に、經濟學に就いては未だ明瞭に目的論的研究を與へては居ない。彼に依つて暗示せられた經濟學の目的論的研究は、彼の大著『經濟と法律』の出版と同年(一八九六年)に著はされた『Die soziale Kategorie in der Volkswirtschaftslehre』の著者シャトルマンに依つて、初めてその著『Der Zweck in der Volkswirtschaft』(1909)に於て體系的に展開されるに至つたのである。

最後に一言す可きことは、シュタムラーが社會法的經濟學派に與へた本質的影響は、彼が社會

を先驗的に形式と素材に分ち、又事實として形式と素材の統一性、即ち社會生活の一元論を主張する彼の社會哲學の必然的歸結として、經濟現象の認識條件として、社會的法的考察法を主張した點にあるのであつて、經濟現象の目的論的考察は決して本質的影響を與へはしなかつた。何んとなれば、現代に於ける社會的法的經濟學派の最大の理論的代表者カール・ディールは經濟學の目的科學たり得る事を否定して居るからである。(六)

筆者は他の機會に於て、シムタムラーに依つて暗示せられた社會的法的經濟學説がシュトルツマン並にディールに依つて如何に、發展されたかを論じやう。

(一) Rechtsphilosophie. 2 25 N. 1.

(二) ebenda. S. 56.
Rechtswissenschaft. S. 32.

(三) vgl. W. u. R. S. 336 337.

(四) ebenda. S. 348.

(五) Rechtsphilosophie S. 105-106.

(六) vgl. K. Diehl. Theoretische Nationalökonomie Bd. I. S. 17 ff.

サミュエル・ヘリーのリカアドオ批判

——價値の本質、尺度、並に原因の問題に就いて——

永田 清

一

リカアドオの價値論は、相對意義に於ては勞働價値説であるが、嚴密に云へば生産費説である。蓋し單純なる勞働價値説より出發したる彼は(註一)、やがて、綿密周到なる推敲を経たる結果、明白率直に價値を決定する原因が決して勞働の一あるのみでない事と認むるに至つたからである。即ち屢々引用せられるマカロック宛の書簡(一八二〇年五月二日附)の一節に、「この問題(價値論)に就て爲し得べき最善の考慮を盡したる後、予は貨物の相對價値の變動を來し得る原因が二つあることを信ずるものである。第一に貨物の生産に要する相對的勞働量、第二に斯る勞働の成果が市場に搬出せらるゝ迄に經過すべき相對的時間がそれである。固定資本に屬する一切の問題は、此の第二の規則の下に屬する……。(註二)と云ひ、又同六月十三日の書簡に「若し拙著の價値論の章を再び書くとするれば、予は貨物の相對價値を左右する原因は一でなくて二なること、即ち該貨物の生産に必